

第2期川上村子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
奈良県川上村

はじめに



川上村では、『みんなで育む 子どもの輝き』を基本理念として、平成27年度から令和元年度までの5ヵ年計画である「川上村 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を展開してまいりました。

その成果といたしまして、近年は村外からの子育て世代の移住が増えており、保育園・小中学校における園児・生徒数は増加傾向にあります。

今回、事業計画の更新をむかえるにあたっては、「川上村保育園並びに義務教育学校施設整備事業」を中心とする「教育」に重点をおいた子育て支援施策を推進中であること、村民生活の多様化により子育て支援ニーズが日々変化していることを踏まえ、現在実施している事業の評価・見直しや保護者の皆さまへのアンケート調査などをもとに「川上村子ども・子育て会議」を中心に議論を重ね、ここに『第2期川上村子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

今後はこの事業計画を基に、村をあげて子ども・子育て支援の一層の充実をはかるとともに、すべての子ども・子育て世代が「川上村に誇りを持ち、川上村で暮らし続けたい、子どもを生み育てたい」と思っただけのような環境づくりをめざしてまいります。

最後になりますが、本計画を推進するにあたって、村民の皆さまのより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、計画策定にご尽力いただきました皆さまに、謹んでお礼を申し上げます。

令和2年3月

川上村長 栗山 忠 昭

-目次-

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 川上村の子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1. 人口、世帯等の動向.....	5
2. 子育て世帯の状況	16
3. 子ども・子育て支援（第1期計画）の取組状況	17
4. 子ども・子育てアンケート調査結果.....	23
5. 保護者・教職員等ヒアリング調査結果	40
6. 課題の整理.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1. 計画の基本理念.....	44
2. 基本目標と施設の体系	46
第4章 目標実現のための施策.....	48
1. 地域における子育て支援の継続と充実	48
2. 仕事と子育てが両立できる環境づくり	50
3. 安心して生み育てられる子育て支援体制づくり	51
4. たくましく健やかな子どもを育む教育・保育環境づくり.....	53
5. 安全で安心して暮らせる生活環境づくり.....	55
6. 配慮を必要とする子どもと子育て世帯への支援の充実.....	57
第5章 計画の目標値等.....	58
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	58
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	58
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	60
4. 保育園並びに義務教育学校と教育・保育の一体的提供及び連携推進	68
5. 地域子育て支援拠点事業をはじめとする総合的な交流の場づくりの推進	69

第6章 計画の推進	70
1. 計画の推進体制	70
2. 計画の進行管理	70
第7章 資料編	71
1. 計画策定の経緯	71
2. 川上村子ども・子育て会議条例	72
3. 川上村子ども・子育て会議委員名簿	74
4. 用語集	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の考え方

国では、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」等に基づき、平成27年4月から新しい子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）を実施しており、新制度では、以下のようなものを目的にしています。

- ・ 幼児期からの質の高い教育・保育及び学校教育の総合的な提供
- ・ 保育の量の拡大・確保、及び教育・保育の質の向上
- ・ 地域としての子ども・子育て支援の充実
- ・ 子どもの虐待、貧困等に対する社会的養護施策の充実、母子保健施策の強化

(2) 奈良県の考え方

奈良県では、「都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条第1項）」及び「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条第1項）」に基づき、県の子ども・子育ての現状等をふまえ、子どもを生き育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県づくりを推進する計画として、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とした「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定実施し、「すべての家庭が安心して子育てでき 家庭と地域がともに子どもを育てる 奈良県」をめざして令和元年度に計画の見直しを行っています。

(3) 川上村の考え方

川上村（以下「本村という。」）では、国、県の方針と本村の状況をふまえて、平成27年度に「川上村子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、「みんなで育てる 子どもの輝き」を基本理念に掲げ、教育・保育について3つの基本目標と6つの基本施策（施策の柱）を定め、本村の子育て世帯に質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう様々な施策を推進してきました。

また、これまでに、本村では国の次世代育成、次世代育成支援行動計画（前期計画/後期計画）：平成17年度～同26年度」を策定し、『みんなで支える 子どもの輝き』を基本理念として、子どもたちが心豊かで健やかに育ち、いきいきと輝いていけるよう、家庭、学校、地域、行政が連携した取組を継承してきました。

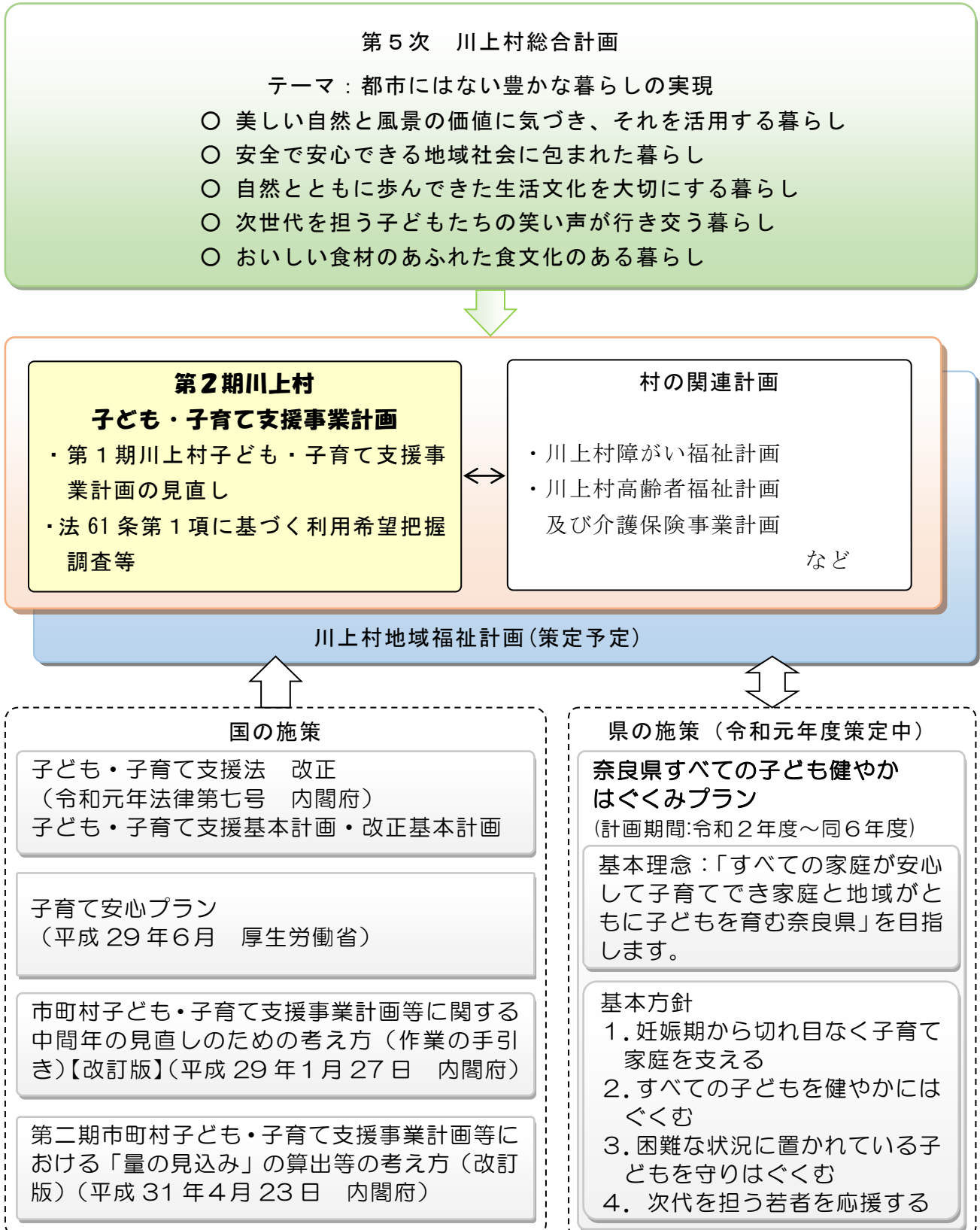
しかしながら、今後は本村でも子育て世帯の生活が多様化する中、働き方の改革、共働き世帯の増加等による教育・保育ニーズの増大、さらには子どもをとりまく虐待や貧困などに対応して、すべての子育て世帯が安心して子育てすることができる、教育・保育環境づくりをさらに充実する必要があります。

このため、本村では第1期計画を検証し、新制度に基づき子ども・子育て支援への取組を引き続き推進していくため、「第2期川上村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画については、全ての子どもと子育て世帯を対象として、本村が推進する子育て支援施策の方向や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況をふまえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

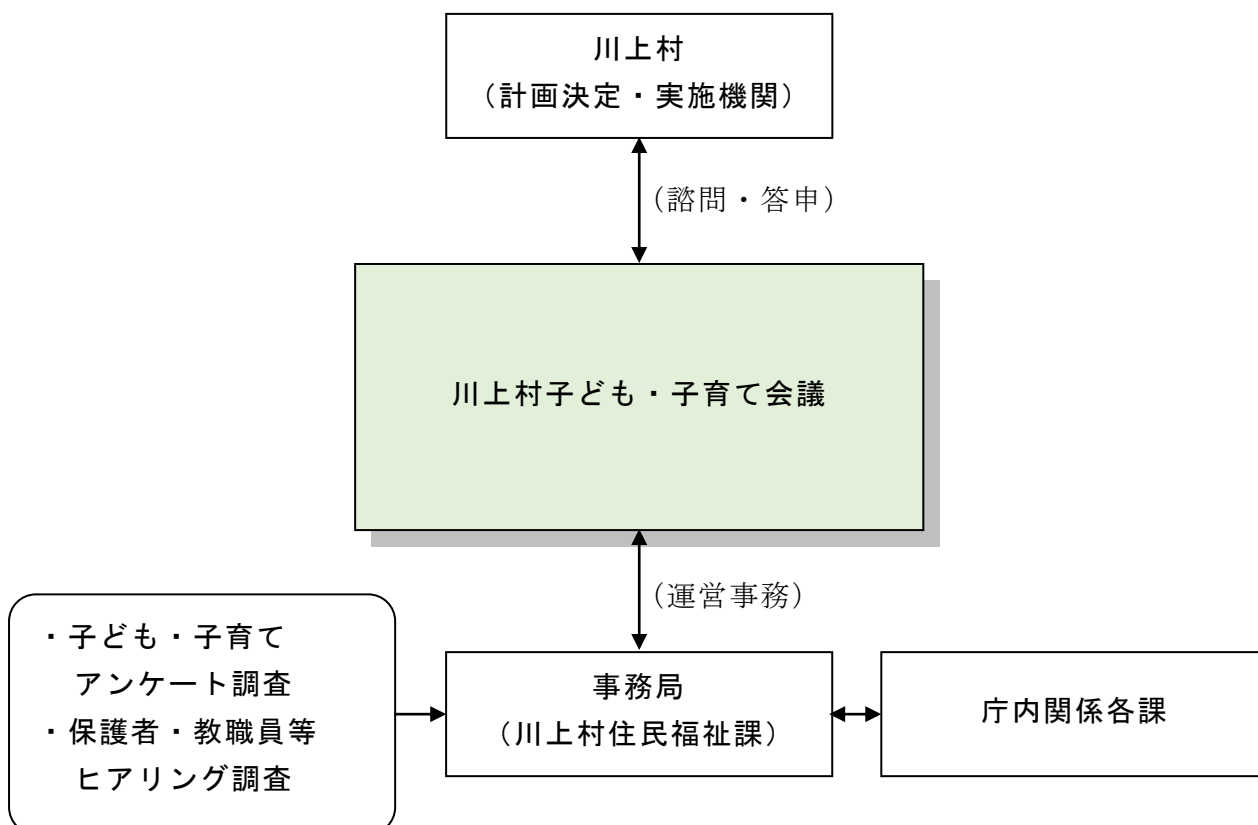
□ 計画の期間

項目		年 度											
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
国	子育て安心プラン	待機児童解消加速化プラン			子育て安心プラン								
奈良県	奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン	奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン					奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン						
川上村	①第5次川上村総合計画	前期基本計画					後期基本計画						
	②川上村まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略					次期計画						
	③川上村子ども・子育て支援事業計画	第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画						
	④川上村障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画			次期計画						
	⑤川上村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	第6期計画		第7期計画			次期計画						
	⑥川上村地域福祉計画											地域福祉計画（策定予定）	

4. 計画の策定体制

本計画は、村内の就学前児童、小学生及び中学生を持つ保護者を対象とした子ども・子育てアンケート調査結果と、保護者・教職員等ヒアリング調査結果をふまえるとともに、子ども・子育て支援法第77条に定める合議制の機関である『川上村子ども・子育て会議』での協議を経て策定しました。

□計画策定体制



第2章 川上村の子ども・子育てを取り巻く現状

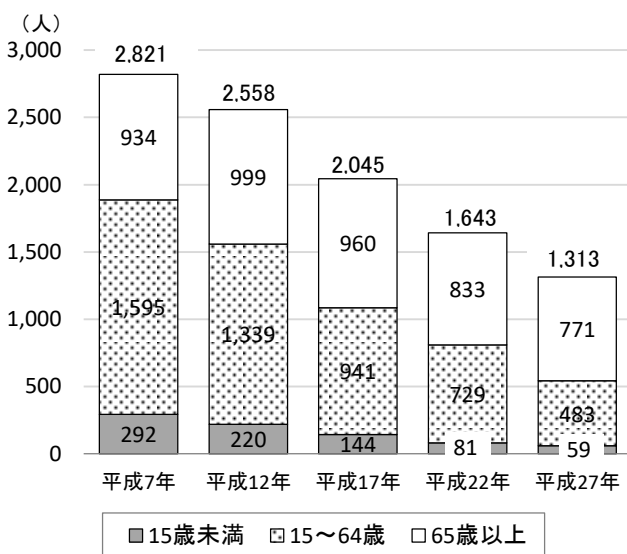
1. 人口、世帯等の動向

(1) 統計に見る川上村

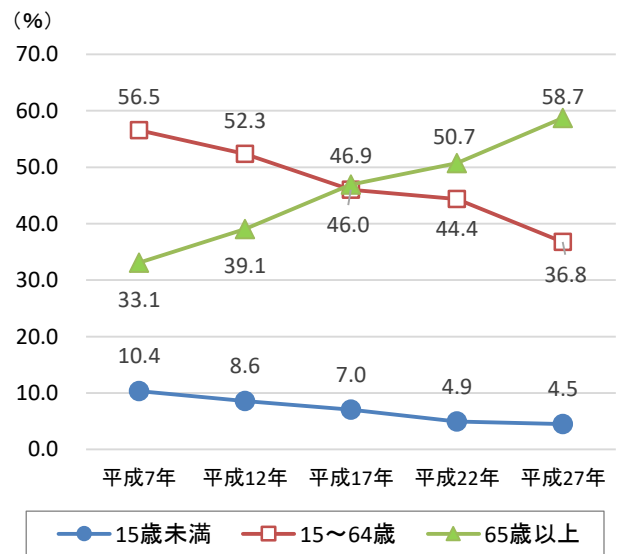
① 長期の人口動態

過去5回の国勢調査の結果では、本村の人口は減少を続けており、年齢3区分別の割合の推移を見ると、15歳未満と15～64歳の減少に対し、65歳以上は大きく伸びており、平成27年には58.7%と、全人口の半数以上を占める結果となっています。

□年齢3区分別人口の推移（最上段の数は総人口）

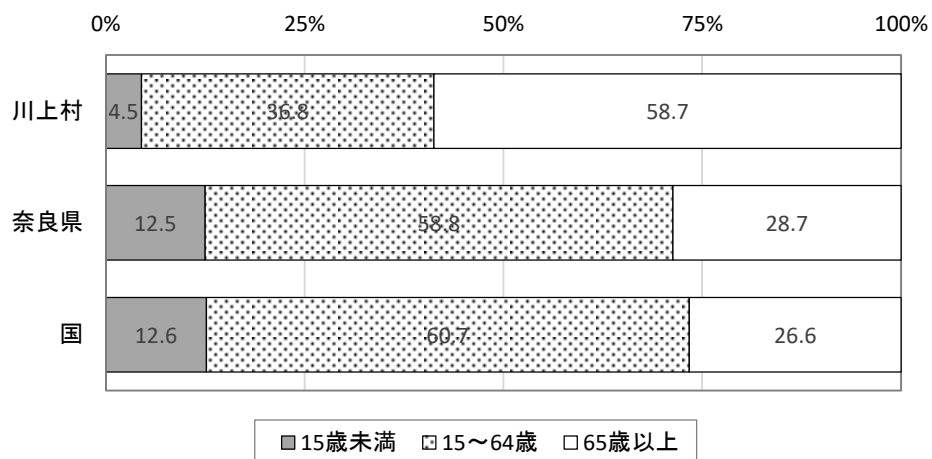


□年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

□平成27年国勢調査における年齢3区分別人口割合の比較

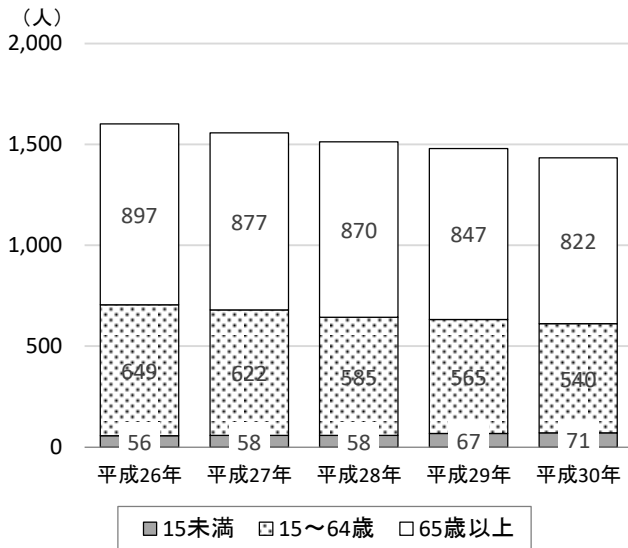


資料：国勢調査

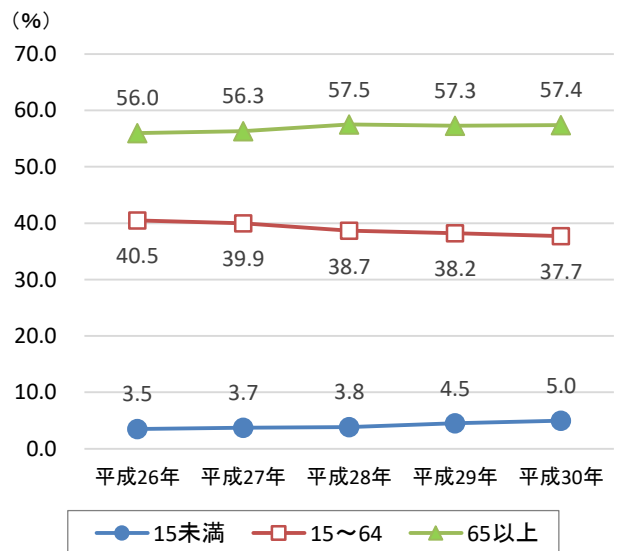
② 近年の人口動態

本村の近年の人口を年齢3区分別に見ると、15～64歳が減少している一方、15歳未満は増加傾向にあります。一方、本村の人口に占める65歳以上の割合はおおむね横ばいで推移しており、平成30年10月1日現在、57.4%です。

□年齢3区分別人口の推移

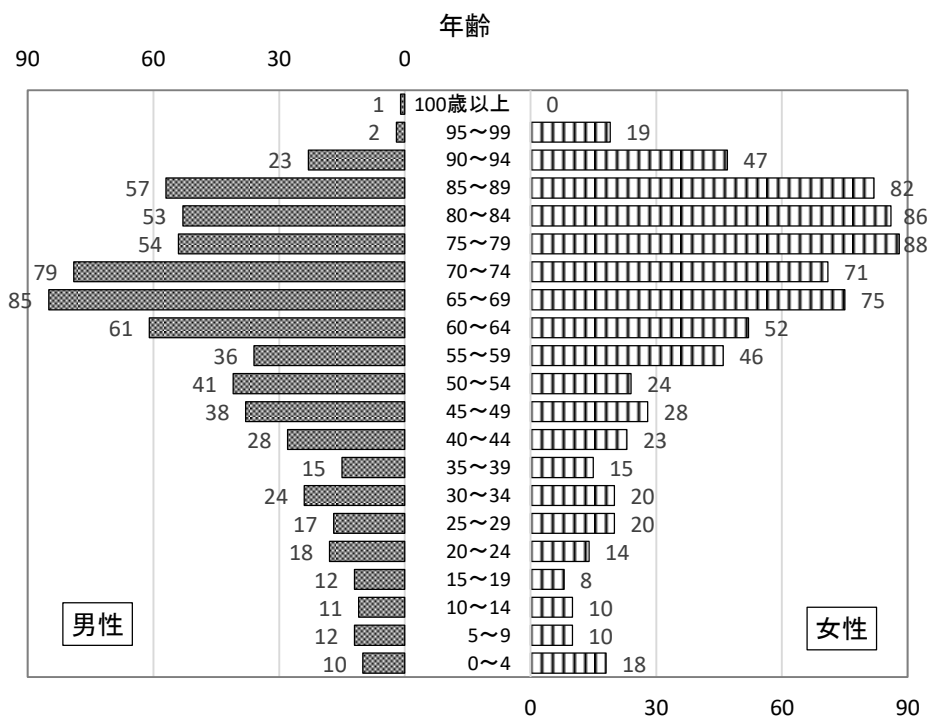


□年齢3区分別人口割合の推移



いずれも各年10月1日現在／資料：住民基本台帳

□男女5歳階級別人口

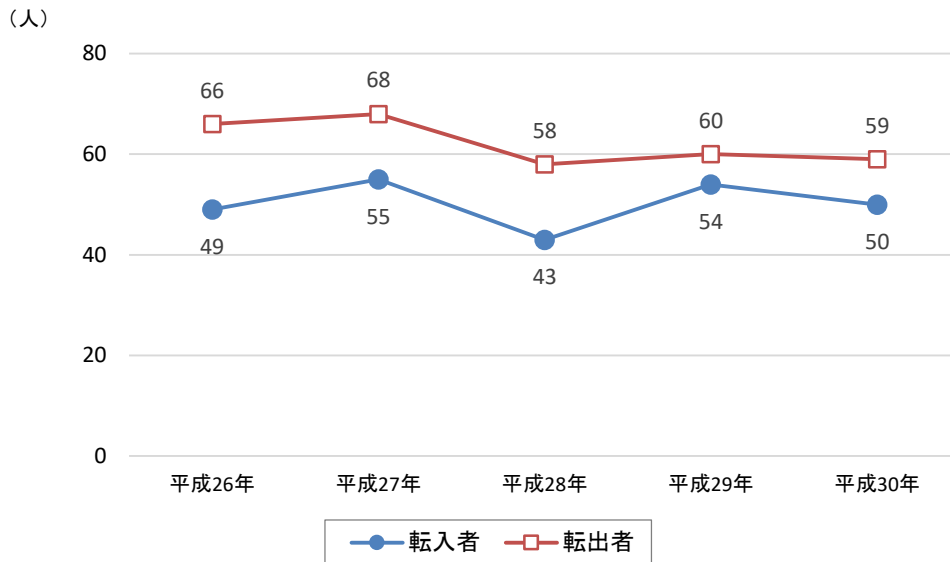


平成30年10月1日現在／資料：住民基本台帳

③ 転入・転出の状況

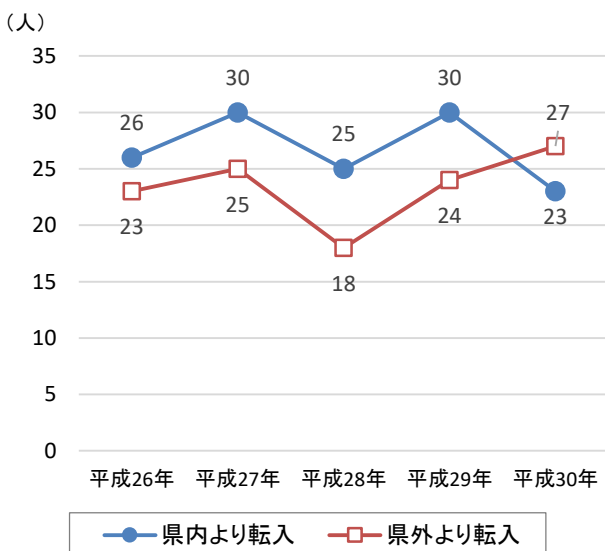
平成26年から平成30年にかけて、本村への転入者数は毎年約40人から約60人の範囲で推移しており、平成30年には50人となっています。一方、本村からの転出者数は毎年約60人から約70人で推移しています。

□転入者数・転出者数の推移

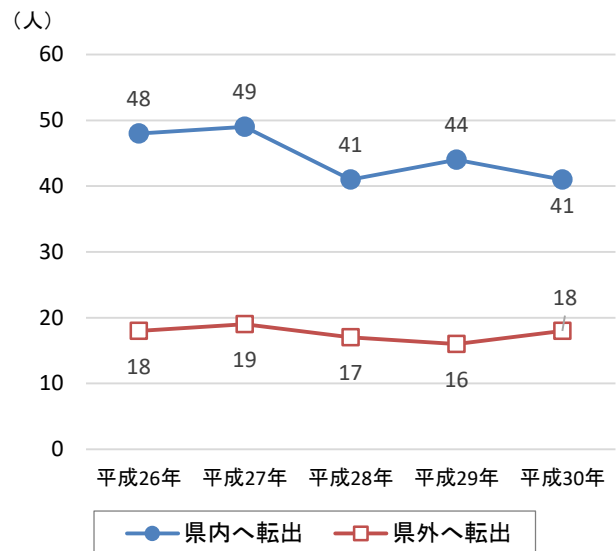


各前年10月1日から1年間の合計／資料：奈良県推計人口調査

□県内・県外別転入者数の推移



□県内・県外別転出者数の推移

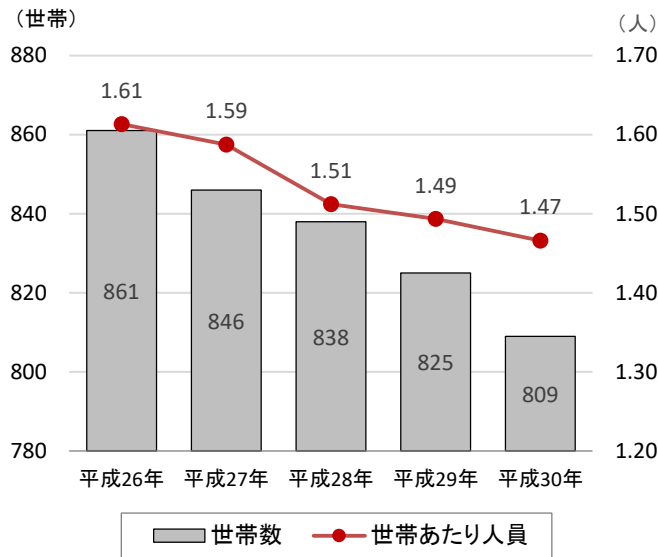


各前年10月1日から1年間の合計／資料：奈良県推計人口調査

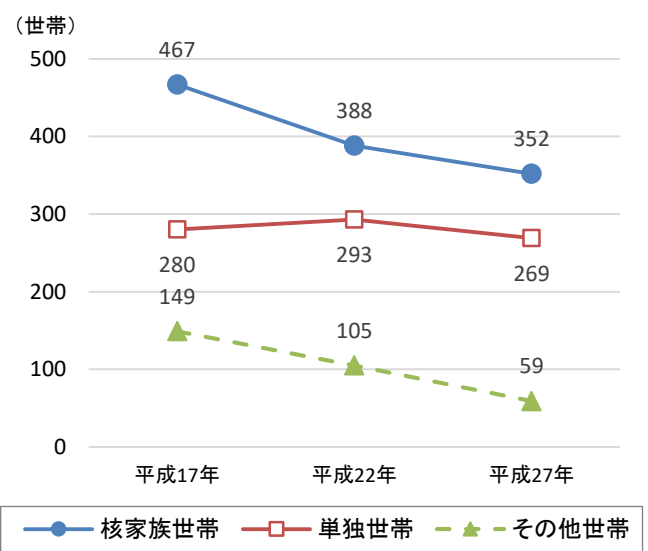
④ 世帯の状況

本村では、世帯数・一世帯当たりの人員ともに減少を続けており、平成30年10月1日現在、世帯数は809世帯、一世帯当たりの人員は1.47人です。平成27年調査の世帯の種類を県や国と比較した場合、本村は「核家族世帯（夫婦のみ）」と「単独世帯」が多く、「核家族（夫婦と子ども）」は特に少なくなっています。

□世帯数と世帯当たり人員の推移



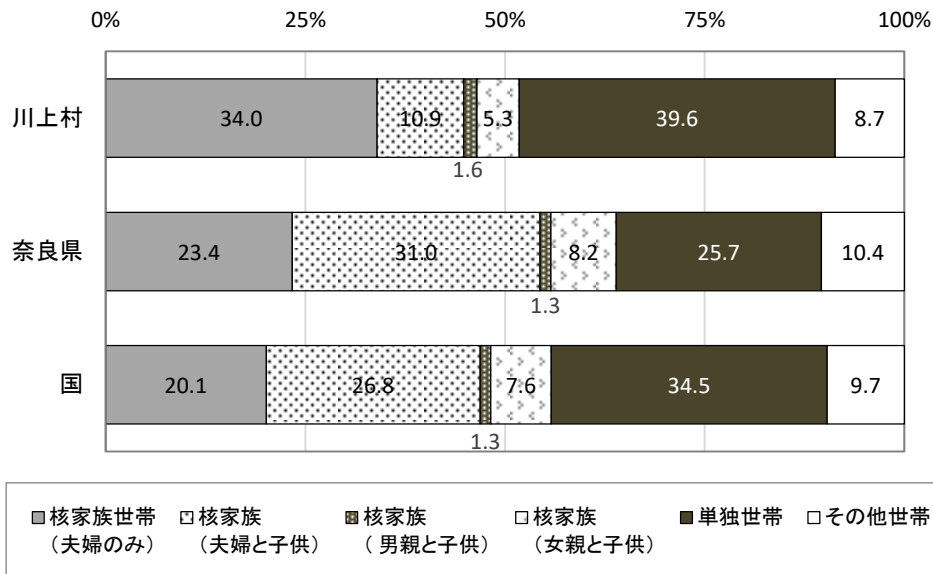
□世帯の種類推移



各年10月1日現在 / 資料：奈良県推計人口調査

資料：国勢調査

□世帯の種類比較

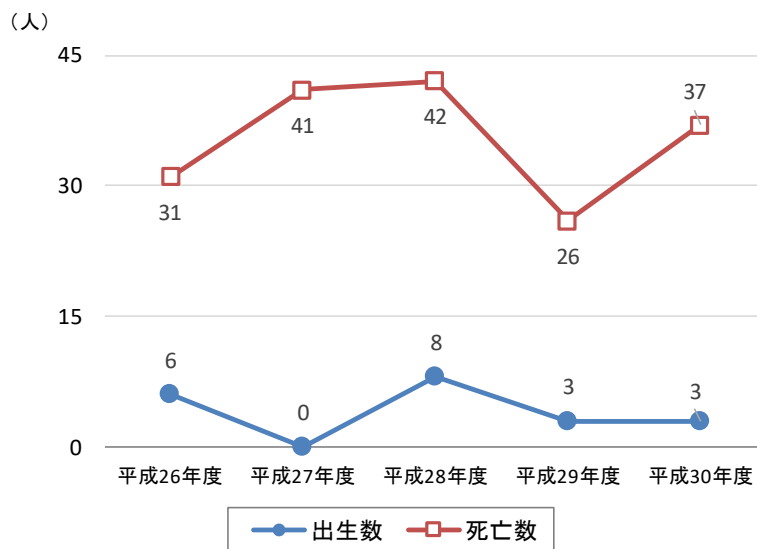


資料：平成27年国勢調査

⑤ 出生・婚姻の状況

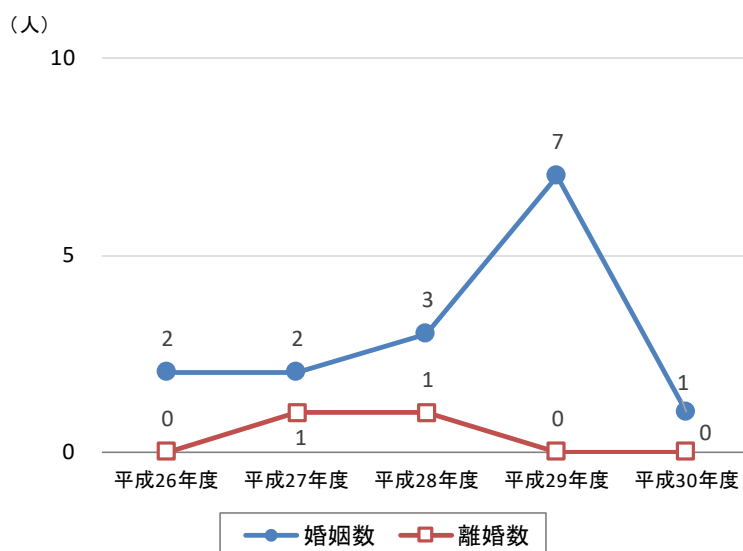
平成26年から平成30年の間、本村の出生数は、0人から8人で推移しています。また平成26年から平成30年の婚姻件数は、平成29年には7件あったものの、平成30年には1件となっています。

□出生数・死亡数の推移



資料：奈良県保健衛生統計（平成30年度：川上村）

□婚姻数・離婚数の推移

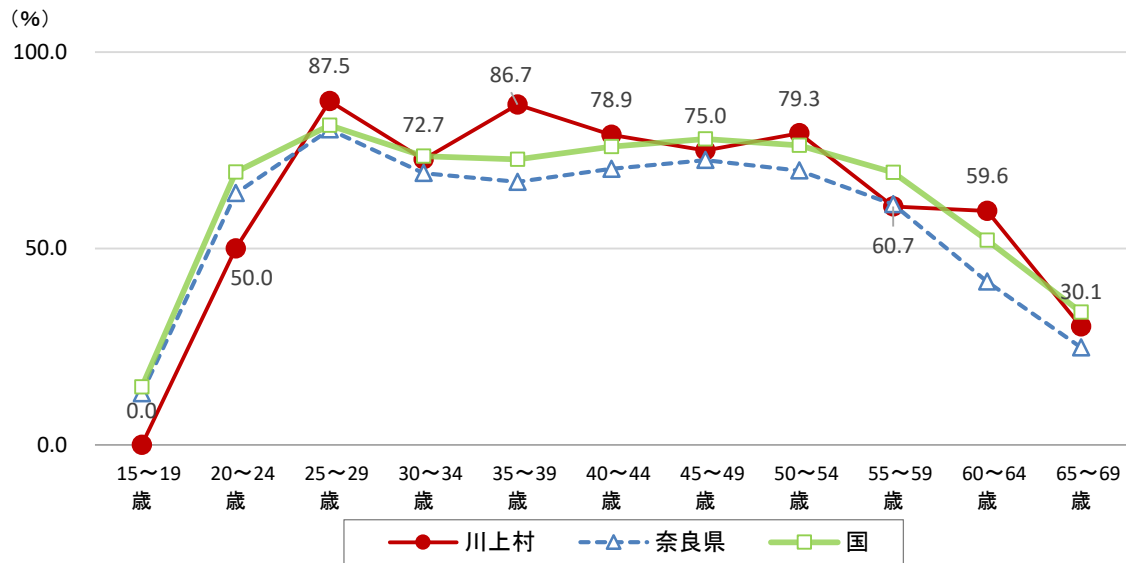


資料：奈良県保健衛生統計（平成30年度：川上村）

⑥ 女性の労働力率

年齢を横軸にした折れ線グラフでは、一般にM字を描くとされる女性の労働力率ですが、本村では35～39歳が86.7%と、県や国の労働力率に見られる落ち込みがなく、25歳から54歳にかけて比較的高い労働力率を保っています。一方、55～59歳では大きな落ち込みが見られ、国よりも低い60.7%となっています。(グラフ内の数値は、本村の女性の労働力率)

□女性の5歳年齢階級別労働力率



資料：平成27年国勢調査



⑦ 児童・生徒数の推移

近年の本村の就学前児童数は20人台で推移していましたが、平成30年4月1日現在では、前年より8人多い31人になっています。そのうち、18人がやまぶき保育園を利用しており、3人が村外の幼児教育・保育施設を利用しています。また小学校の児童数は増減を繰り返し、平成30年4月1日現在では27人となっています。中学校の生徒数は平成26年から28年にかけて減少しており、その後は横ばいで推移しています。

□就学前児童数の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
就学前児童数	人	25	20	24	23	31

各年4月1日現在／資料：川上村

□保育所在所児数（利用者数）の推移

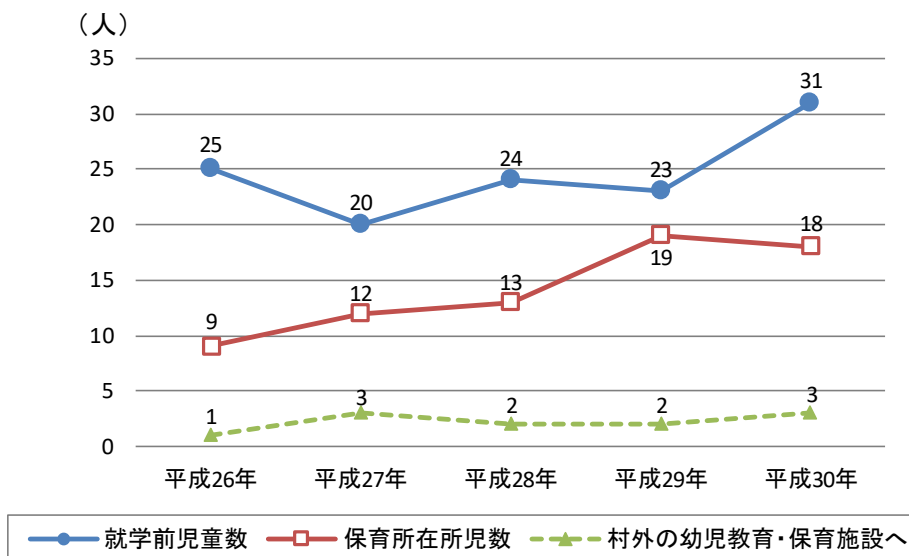
	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
設置数	か所	1				
保育所在所児数	人	9	12	13	19	18
うち1～2歳児		3	4	5	6	4
うち3～5歳児		6	8	8	13	14

各年4月1日現在／資料：川上村

□村外施設への通所児童数の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
村外の幼児教育・保育施設へ	人	1	3	2	2	3

各年4月1日現在／資料：川上村



□ 小学校の児童数・学級数の推移

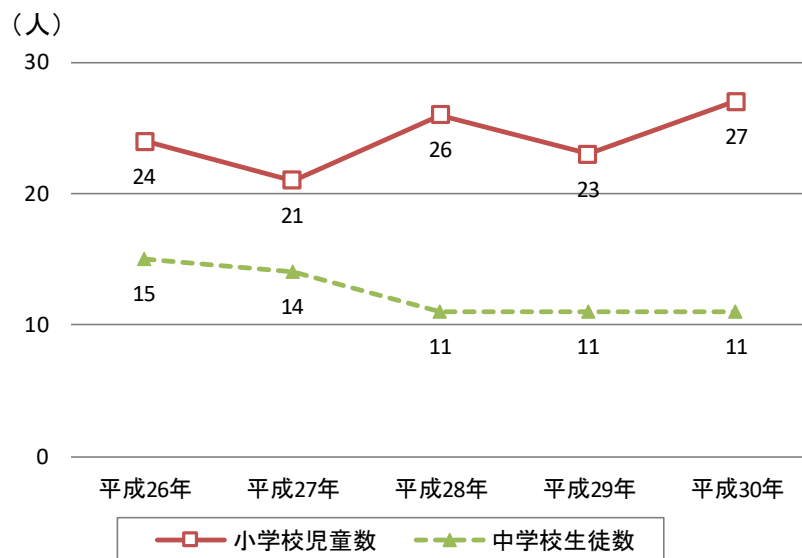
	単位	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
設置数	か所	1				
全児童数	人	24	21	26	23	27
うち特別支援児童		2	1	1	1	1
全学級数	学級	6	4	4	4	4
うち特別支援学級		2	1	1	1	1

各年 4 月 1 日現在 / 資料：川上村

□ 中学校の生徒数・学級数の推移

	単位	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
設置数	か所	1				
全生徒数	人	15	14	11	11	11
うち特別支援児童		1	1	1	2	1
全学級数	学級	3	4	3	4	3
うち特別支援学級		1	1	1	2	1

各年 4 月 1 日現在 / 資料：川上村



⑧ 子育て支援事業の利用状況

本村では、やまぶき保育園において「延長保育」を実施しているほか、地域子育て支援拠点事業として「のびっこ広場」を開設しています。

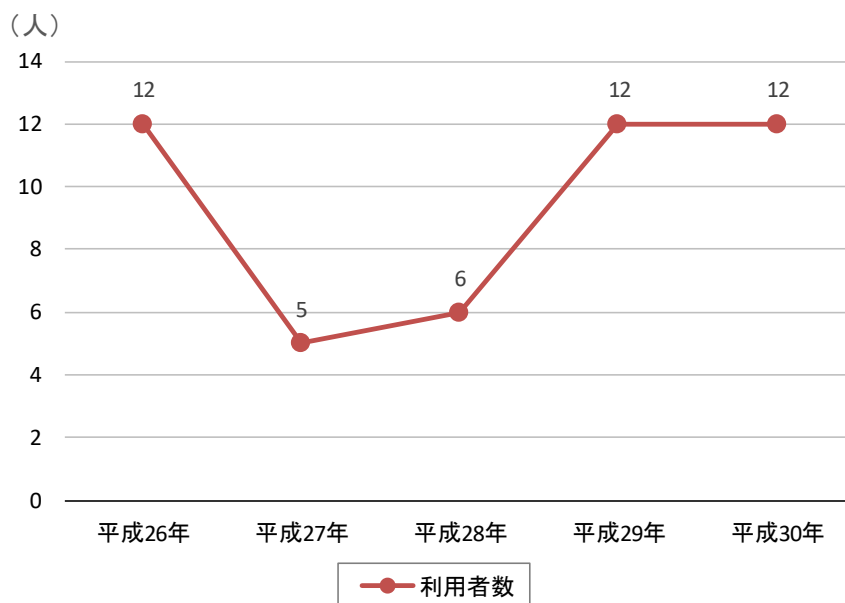
平成30年の「延長保育」の利用者は12人で、「のびっこ広場」の延べ利用者数は62人日です。

「学童保育」については、しらくら会館において実施しており、登録児童数は12人です。

□やまぶき保育園における延長保育（時間外保育）の実施状況

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数	人	12	5	6	12	12

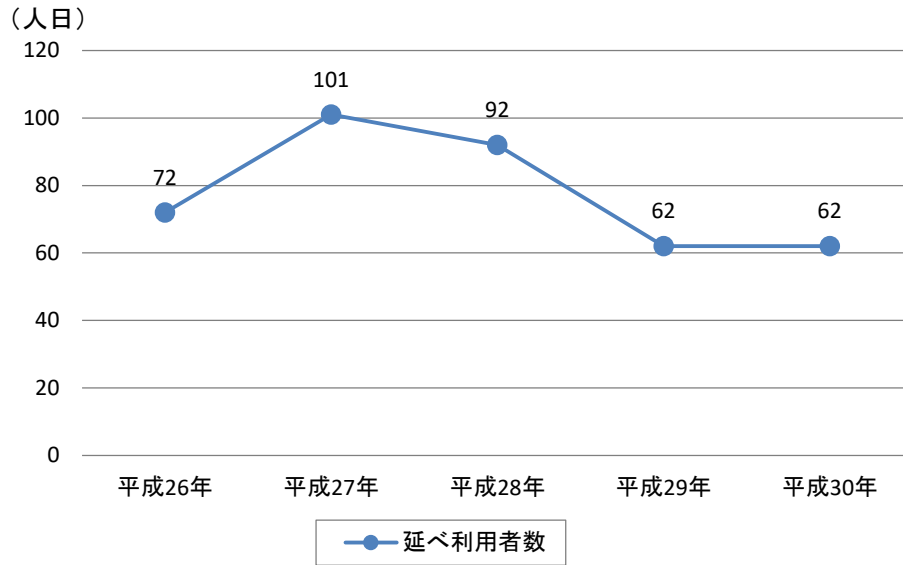
各年度4月1日～3月31日／資料：川上村



□のびっこ広場（地域子育て支援拠点事業）の実施状況

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
設置数	か所	1				
延べ利用者数	人日	72	101	92	62	62

各年度4月1日～3月31日／資料：川上村



□学童保育／放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施状況

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数	か所	1				
登録児童数	人	7	11	12	11	12

各年度4月1日～3月31日／資料：川上村

⑨ 健康診査・訪問事業の実施状況

本村では、乳幼児健診をはじめ、妊産婦訪問や新生児訪問、妊婦健診や乳児家庭全戸訪問を実施しており、それぞれの実績は以下のとおりです。

□乳幼児健康診査の実施状況

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
2か月～ 1歳5か月 児健診	対象者	人	26	19	23	32	20
	受診者		24	17	21	26	19
	受診率	%	92.3	89.5	91.3	81.3	95.0
1歳6か月 児健診	対象者	人	3	5	5	7	6
	受診者		2	5	3	6	4
	受診率	%	66.7	100.0	60.0	86.0	66.7
3歳児健診	対象者	人	1	3	5	6	6
	受診者		1	3	3	6	4
	受診率	%	100.0	100.0	60.0	100.0	66.7

各年度4月1日～3月31日／資料：川上村

□訪問指導事業の実施状況

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
妊産婦訪 問	受診者	人	6	1	8	2	4
新生児訪 問	受診者	人	6	1	8	2	4

各年度4月1日～3月31日／資料：川上村

□その他の事業の実施状況

		単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
妊婦検診	受診者	人	6	1	8	2	4
乳児家庭 全戸訪問	受診者	人	6	1	8	2	4

各年度4月1日～3月31日／資料：川上村

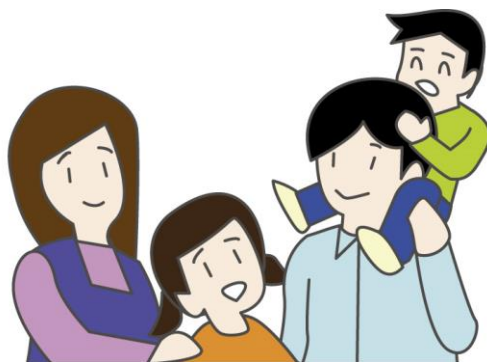
2. 子育て世帯の状況

本村の子育て世帯の状況は、「幼児・小学生がいる世帯」「中学生のみの世帯」が最も多く9世帯となっています。次いで、「乳児のみの世帯」が8世帯、「乳児・幼児がいる世帯」「小学生のみの世帯」が4世帯などとなっています。

□ 子育て世帯の状況（令和元年1月24日時点）

家族世帯	世帯数
乳児のみの世帯	8
幼児のみの世帯	2
乳児・幼児がいる世帯	4
幼児・小学生がいる世帯	9
乳児・幼児・小学生がいる世帯	2
乳児・小学生がいる世帯	1
乳児・中学生がいる世帯	1
乳児・小学生・中学生がいる世帯	1
小学生のみの世帯	4
小学生・中学生がいる世帯	3
中学生のみの世帯	9

（注）乳児：～2歳、幼児：3歳～5歳まで 資料：川上村



3. 子ども・子育て支援（第1期計画）の取組状況

第1期計画における施策の実施状況は、次に示すとおりです。

(1) 地域における子育て支援の推進

項目	実績
①保育事業・サービスの充実	
○通常保育事業[8:00~16:00] ・やまぶき保育園において実施します。また、平成31年度より完全給食を実施し、食育を推進します。	○実施
○時間外保育（延長保育）事業[16:00~19:00] ・やまぶき保育園において、園児の保護者の希望に応じて実施します。	○実施（登録児童） ・H27年：5人 ・H28年：6人 ・H29年：12人 ・H30年：12人
○一時預かり事業 ・就学前児童を対象に、やまぶき保育園において一人当たり週3回を上限として実施します。	○準備中 ・H27~29年 準備は整っているが保育士不足のため、人数を限定して実施 ・H30年 準備は整っているが保育士不足のため実施できていない
○放課後児童健全育成事業（学童保育／放課後児童クラブ） ・小学生を対象に、やまぶき保育園において実施します。（高学年は平成27年度より実施）	○実施 ・H27~29年 やまぶき保育園において実施 ・H30年 園児増加に伴い、保育園が手狭になったため、場所を移転して実施
○未就園児の一日体験入園 ・やまぶき保育園において、未就園児を対象に、一日体験入園を実施します。	○実施 ・年1回（2月）開催
○園庭開放 ・子どもの遊び場として、やまぶき保育園の園庭を開放します。	○実施
○保育のための人材の確保 ・地域の保育環境充実のため、子育て支援員の育成等、人材の確保を推進します。	○実施
②子育て家庭の交流機会の充実	
○地域子育て支援拠点事業 ・やまぶき保育園において、「のびっこ広場」として、未就園児とその保護者同士の交流を促進します。	○実施 ・月1回開催
○その他の交流事業 ・やまぶき保育園において、保護者を対象に「ニコニコマザールーム」を開設し、保護者同士の交流を促進します。	○実施 ・年9回開催
③相談・情報提供体制の確立	
○子どもや子育てに関する情報の積極的な提供 ・広報等を通じて、子どもや子育てに関する情報を積極的に提供します。	○実施
○地域子育て支援拠点事業 ・「のびっこ広場」において、住民福祉課および保育園の連携により、子育てに関する相談への対応や情報提供を実施します。	○実施

項目	実績
○子どもや子育てに関する総合的な窓口の明確化 ・住民福祉課を子どもや子育てに関する総合的な窓口とし、保護者の相談への対応や、保育・教育の各事業やサービスについての情報提供、利用のための調整等を行います。	○実施
④経済的支援の充実	
○児童手当の支給 ・0歳～中学生までの子どもがいるすべての家庭に、児童手当を支給します。	○実施 ・高校生まで支給 (高校生は村単独事業)
○奨学生条例 ・高校・大学・専門学校の通学者への奨学金制度を継続して実施します。	○実施

(2) 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

項目	実績
①就労環境改善への働きかけ	
○就労環境の改善 ・チラシ等の設置・配布による育児休業法等の普及啓発や、県等が開催する労働管理セミナー・女性労働問題セミナー等の情報提供により、就労環境の改善を推進します。	○実施 ・広報等に掲載。
②就業支援の充実と働く場の育成	
○就業支援 ・関係機関との連携により、職業能力開発や資格取得についての情報を提供するなど、就業を促進します。	○実施
○地域の産業振興 ・川上村総合計画に基づき、地域の産業振興を進め、地域における働く場の育成と確保を進めます。	○実施
③男女共同参画の推進	
○男女共同参画の啓発 ・チラシ等の設置・配布を通し、職場や家庭・地域における男女共同参画についての情報を提供し、その啓発を進めます。	○実施 ・広報等に掲載

(3) 母と子の健康の確保と増進

項目	実績
①母子保健の充実	
○母子健康手帳の交付 ・妊娠・出産・育児に関する一貫した記録として、母子健康手帳を交付します。	○実施
○乳児家庭全戸訪問事業 ・保健師が出生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭への訪問を実施します。	○実施
○乳幼児健診 ・2か月～1歳5か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施するとともに、未受診児については個別にフォローします。	○実施 ・年間4回開催 ①2ヶ月～1歳5か月 ②1歳6か月 ③3歳
○育児教室「健診前教室」 ・乳幼児健診の受診機会を活用して、「歯・成長と発達・離乳食・予防接種」等についての集団指導を実施します。	○実施

項目	実績
○むし歯予防教室・フッ素塗布 ・2歳6か月～6歳児と保護者を対象としたおやつ指導と歯磨き練習・フッ素塗布を実施します。	○実施 ・年2回（5月、11月）開催
○フッ化物洗口 ・小・中学生の希望者を対象に、週1回、フッ化物洗口を実施します。	○実施
○妊婦健康診査支援事業 ・妊娠中に受診した14回目までの妊婦健康診査の費用を助成します。（所得制限なし）	○実施
○妊娠判定受診料補助 ・妊婦家庭の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るため、妊娠判定受診料を助成します。（所得制限なし）	○実施
○不妊治療・不育治療の助成 ・子どもを望む夫婦が安心して治療を受けることができるよう、不妊治療費（特定不妊治療費・一般不妊治療費）及び不育治療費の一部を助成します。	○実施
②小児医療の充実	
○小児医療における広域連携の推進 ・「南奈良総合医療センター」との連携を進めます。	○実施
○救急搬送体制 ・奈良県ドクターヘリ、奈良広域消防組合による救急搬送体制を確保するとともに、南和広域圏での救急病院の輪番制、休日夜間応急診療所における応急診療体制を確保します。	○実施
○小児医療に関する情報提供 ・休日夜間救急連絡先や応急処置方法等、奈良県ホームページ等を活用して情報を提供します。	○実施
○乳幼児・児童・生徒の医療費助成 ・0歳児から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費を助成します。	○実施
○ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭の親と、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費を助成します。（所得制限あり）	○実施
③食育の推進	
○親子料理教室の開催 ・親子での生活習慣病予防等のための料理教室を開催します。	○実施
○食育施策の推進 ・母子の健康や幼少期からの生活習慣病予防等のため、食育施策を推進します。	○実施
④思春期保健対策の推進	
○性に関する正しい知識の普及 ・中学生への性に対する正しい知識の普及を進めます。	○実施

(4) 健やかな子どもを育む教育環境づくり

項目	実績
① 幼児教育・学校教育の充実	
○ 幼児教育の充実 ・保育所での幼児教育のための研修等を実施するとともに、地域の人材の活用等による教育の充実を図ります。	○実施
○ 学校教育の充実 ・学習指導要領に基づく教育とともに、地域の人材や自然・歴史等の資源を活かした地域性のある学校教育の充実を図ります。	○実施
○ 郷土教育の推進 ・学校や地域において、「水源地のむら」としての学習を推進します。	○実施
○ 職業体験学習の推進 ・中学2年生を対象とした職業体験を実施します。	○実施
○ 保育所、小・中学校における心と体の学習の充実 ・成長段階に応じ、命の大切さや心と体と性の問題についての適切な知識や態度を身につけるための学習の充実を図ります。	○実施
② 家庭教育の充実	
○ 家庭教育学級 ・家庭教育学級、講演会等を実施します。	○実施
③ 地域での学習・体験・活動の充実	
○ 親子・子どもの地域体験会の開催 ・地域住民を講師とした森林体験や林業・農業体験、木工・芸術等、地域での親子や子どもを対象とした体験会を開催します。	○実施
○ 青少年のスポーツ振興 ・スポーツ活動の育成と助成を実施します。	○実施
○ 図書館事業 ・図書の実質、情報提供等による読書の促進を図ります。	○実施 ・保有図書：3万冊
④ 子どもの交流活動の促進	
○ 高齢者と園児のふれあい事業 ・デイサービスを利用する高齢者と園児とのふれあい事業を実施します。	○実施 ・年3回開催
○ 村外園児との交流活動 ・村外の園児との交流を促進します。 (平成26年度より、東吉野村・黒滝村の園児との相互に園を訪問する交流を実施)	○実施
○ 小・中学生の交流活動 ・以下のような交流活動を実施します。 ・小学校における村外小学校(和歌山市加太小学校等)との交流 ・中学1～2年生対象のスキー教室	○実施 ・小学5、6年生 加太との交流(7月開催) ・中学1、2年生 スキー教室(1月開催)

(5) 安全で過ごしやすい生活環境づくり

項目	実績
①子育てしやすい居住環境づくり	
○村営住宅建設 ・子育てにも適した村営住宅を整備します。	○実施 ・H27年：0棟 ・H28年：3棟 ・H29年：1棟 ・H30年：4棟
○住みいるネット事業 ・村外からの移住・定住希望者に対し、空家の情報を提供します。また、住みいるネット受け入れ支援補助金交付要綱により子育て世帯への助成を行い、負担を軽減します。	○実施 ①契約件数 ②空き家登録件数 ・H27年：①5件②4軒 ・H28年：①5件②17軒 ・H29年：①6件②8軒 ・H30年：①6件②5軒
○定住促進に関する奨励金の交付 ・村内に住宅を新築・購入した際に、奨励金を交付します。	○実施
②子どもも出かけやすい環境づくり	
○やまぶきバス・タクシーの運行や助成の実施 ・低料金で村内各所を移動できるやまぶきバス・タクシーを運行するとともに、奈良交通バスやタクシーの利用に対する助成を実施します。	○実施
③子どもの居場所や遊び場の充実	
○小・中学校の開放 ・子どもの居場所や遊び場として、小・中学校の運動場や体育館を開放します。	○実施
○園庭開放（再掲） ・子どもの遊び場として、やまぶき保育園の園庭を開放します。	○実施
④交通安全対策の充実	
○交通安全施設設置・補修事業 ・ガードレールやカーブミラー等、交通安全設備を設置・補修します。	○要望があれば実施
○交通安全教室の実施 ・保育所・小学校において、交通安全教室を実施します。（それぞれ年1回）	○実施
⑤防犯・防災対策の推進	
○子ども110番の家 ・子どもたちの緊急避難場所として「子ども110番の家」を引き続き設置します。	○実施
○保育所、小・中学校での防犯対策 ・やまぶき保育園に防犯カメラや非常通報システム、小・中学校に防犯カメラを設置し、定期的な点検や訓練を行うとともに、職員等の意識啓発を図ります。	○実施 ・防犯カメラ設置済み ・防犯訓練年2回実施
○防犯灯設置補修事業 ・危険箇所等に防犯灯を設置、必要に応じて補修を行います。	○実施 ・各大字への補助金で間接的に実施
○子どもたちへの防犯指導 ・防犯ベルの使い方の徹底等、子どもたちへの防犯指導を推進します。	○実施
○防犯ブザーの貸与 ・すべての小・中学生に、防犯ブザーを貸与します。	○実施
○防災対策の推進 ・避難訓練の実施や広報を通じ、防災や災害時の行動についての啓発を推進します。	○実施 ・年1回開催

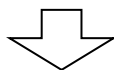
(6) 保護や配慮の必要な子どもと家庭への支援の推進

項目	実績
①虐待や要保護児童への対応の促進	
○虐待防止と早期対応のための連携 ・関係各課や民生・児童委員、児童相談所、警察等と連携し、虐待の防止と早期発見・早期対応を促進します。	○実施
②ひとり親家庭への支援の推進	
○母子寡婦福祉会の開催 ・2年に1回の日帰り旅行や総会を実施します。	○実施
○情報提供・相談支援 ・ひとり親家庭に対し、役場や個別訪問員による情報提供と相談支援を実施します。	○実施
③障がいのある子どもとその家庭への支援の推進	
○障がいのある子どもとその家庭への支援の推進 ・保育や教育現場における合理的配慮の推進と、障がいの有無に左右されない子どもの受け入れを促進します。	○実施
○障がいのある子どもとその家庭への相談支援 ・障がいや慢性疾患等のある子どもを持つ家庭への相談支援を行います。	○実施
○特別支援教育・保育の推進 ・障がいの種類や程度に応じた特別支援教育・保育を行います。	○実施

(7) まとめ

第1期計画では、基本理念「みんなで育む 子どもの輝き」に基づき、次に示す6つの基本施策（施策の柱）と23の具体的な施策が前述のとおり実施されています。

1. 地域における子育て支援の推進（4施策）
2. 仕事と子育てが両立しやすい環境づくり（3施策）
3. 母と子の健康の確保と増進（4施策）
4. 健やかな子どもを育む教育環境づくり（4施策）
5. 安全で過ごしやすい生活環境づくり（5施策）
6. 保護や配慮の必要な子どもと家庭への支援の推進（3施策）



このうち、次の事業が未実施となっています。

1. 地域における子育て支援の推進
・「保育事業・サービスの充実」における「一時預かり事業」



4. 子ども・子育てアンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、今年度で第1期計画期間の終了、本計画策定に向けて、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するため、教育・保育・子育て支援に関する生活実態や要望・意見などに関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容と配布・回収状況

本調査は、村内に居住する就学前児童、小学生及び中学生の保護者を対象にアンケート票を送付・回収したものです。従って、子どもが複数人いる保護者には同一の調査票を複数配布し、回収しています。

調査票は、令和元年9月10日から配布し、同年9月24日までに回収しました。

なお、アンケート票の配布数は75票、回収数は48票、回収率は64.0%となっています。

表 配布・回収状況

		合計
①	配布数 (件)	75
②	回収数 (件)	48
③	回収率 (%)	64.0
④	無効票 (件)	0
⑤	有効回答票数 (件)	48
⑥	有効回答率 (%)	100.0

(3) 留意点

留意事項は、次のとおりです。

- ・本アンケート結果は、「川上村子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」から一部抜粋し、掲載しています。
- ・第1期計画時のアンケート結果（以下「前回調査」という。）との比較が行える設問については、「前回調査」として掲載しています。
- ・回答結果の割合「%」は有効回答票数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答率は選択肢ごとの回答票数に対する、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・それぞれの設問の選択肢について、長い文は簡略化してしている場合があります。

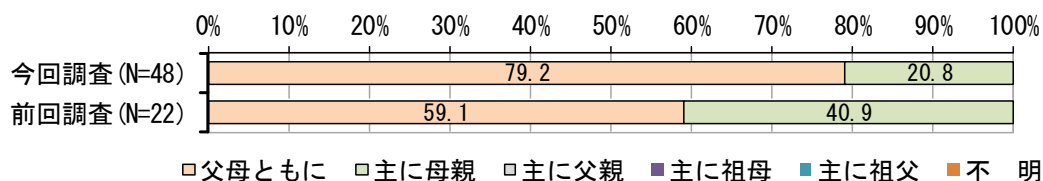
(4) アンケート結果

① 回答者についての概要

ア. 問4 子育てや教育の主体

子育てや教育を主に行っている方はどなたですか。 (当てはまるもの1つ)

「父母ともに」の割合が最も高く79.2%(38件)と8割弱を占めています。
 前回調査に比べ、「主に母親」の割合が減少し、「父母ともに」の割合が増加していることから、父母が共同で子育てや教育に取り組んでいることが伺えます。



イ. 問5-① 就労状況等

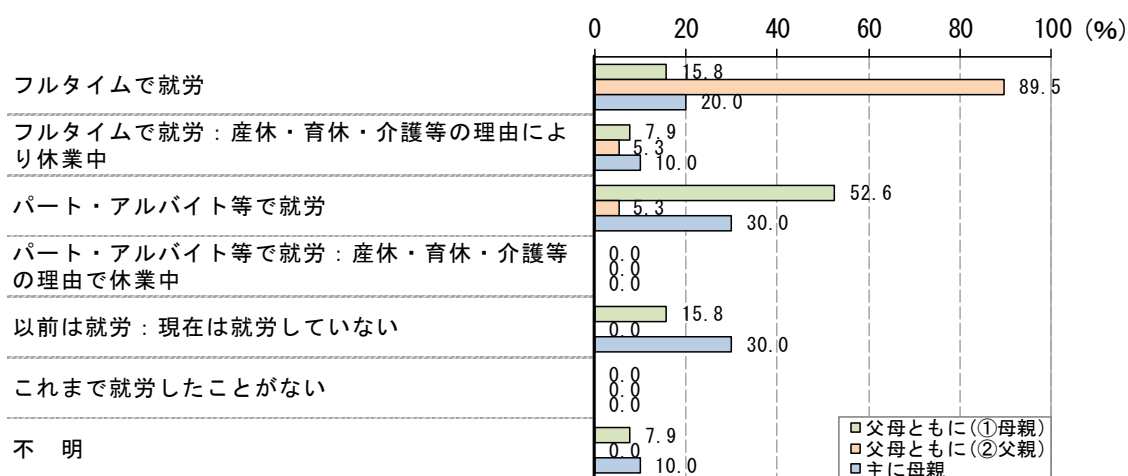
就労状況 (当てはまるもの1つ)

ア) 問4で「父母ともに」と答えた方

「母親」では、「パートアルバイト等で就労」の割合が最も高く52.6%(20件)と過半を超えており、「父親」では、「フルタイムで就労」の割合が最も高く89.5%(34件)と9割弱を占めています。

イ) 問4で「主に母親」と答えた方

「パート・アルバイト等で就労」と「以前は就労：現在は就労していない」が各30.0%(3件)などとなっています。



父母ともに (①母親 N = 38) (②父親 N = 38) 主に母親 N = 10

ウ. 問5-② パート・アルバイト就労の方のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト就労の方のフルタイムへの
転換希望 (当てはまるもの1つ)

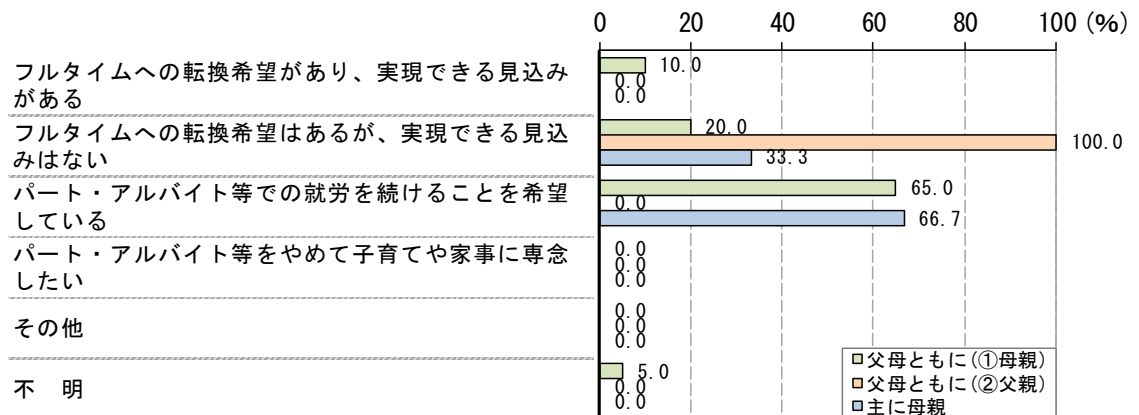
問5-①で「パート・アルバイト等で就労」または「パート・アルバイト等で就労：産休・育休・介護等の理由で休業中」を答えた方のみ

ア) 問4で「父母ともに」と答えた方

「母親」では、「パート・アルバイト等での就労を続けることを希望している」の割合が最も高く65.0%(13件)と7割弱を占めており、「父親」では、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が100.0%(2件)となっています。

イ) 問4で「主に母親」と答えた方

「パート・アルバイト等での就労を続けることを希望している」の割合が最も高く66.7%(2件)と、7割弱を占めています。



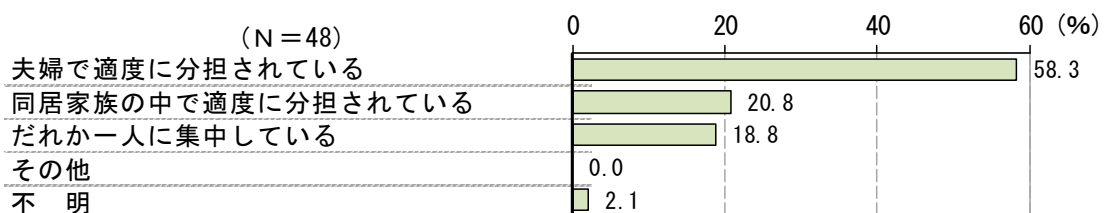
父母ともに (①母親 N=20) (②父親 N=2) 主に母親 N=3

② 問6 子育て全般についての概要

ア. 子育ての分担

お子さんの子育ては、分担されていますか。 (当てはまるもの1つ)

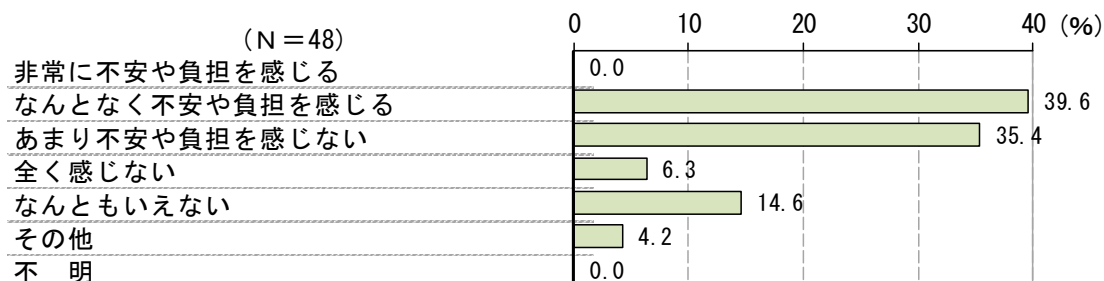
「夫婦で適度に分担されている」の割合が最も高く58.3%(28件)と過半を超えています。一方、「だれか一人に集中している」が18.8%(9件)も2割弱程度みられます。



1. 子育てへの不安感・負担感

子育てに関して、不安感や負担感などを感じることは (当てはまるもの1つ) ありますか。

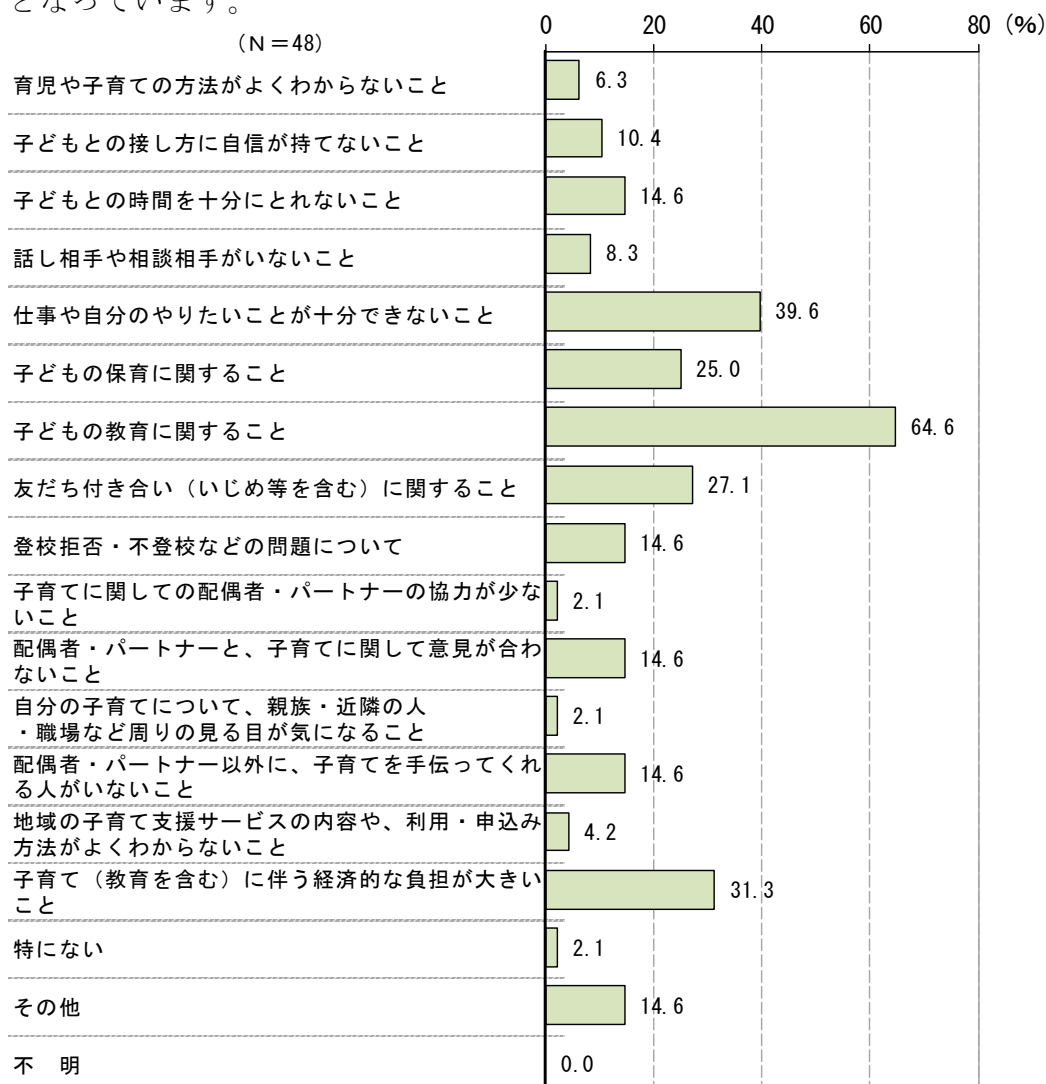
「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が最も高く39.6% (19件)、次いで「あまり不安や負担を感じない」が35.4% (17件) などとなっています。



2. 育児・子育てへの悩み・不安・気になること

育児や子育てに関して、日常悩んでいること、不安に思うこと、また気になることはどのようなことですか。 (当てはまるもの全て)

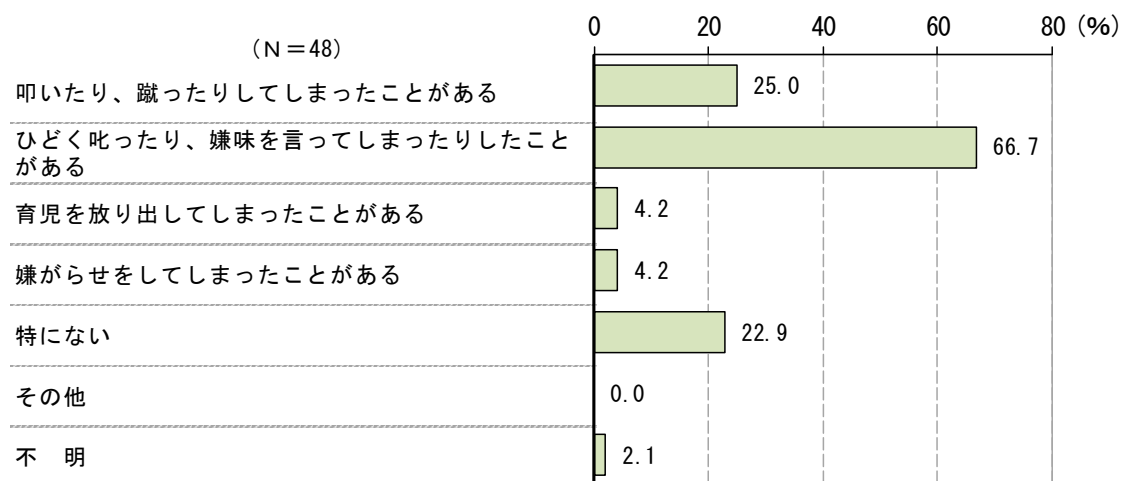
「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く64.6% (31件) と6割強を占めており、次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が39.6% (19件) などとなっています。



I. 子育てのストレスによる虐待等

今までに子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまった経験はありますか。 (当てはまるもの全て)

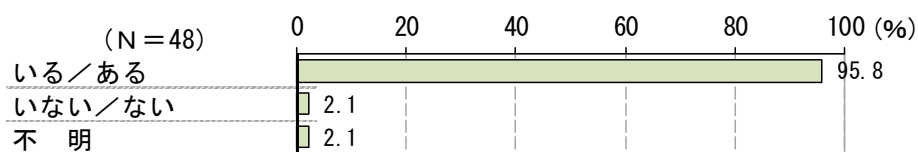
「ひどく叱ったり、嫌味を言ってしまったりしたことがある」の割合が最も高く66.7% (32件)と7割弱の子どもが経験しています。



II. 子育てで気軽に相談できる人・場所の有無

宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。 (当てはまるもの1つ)

「いる／ある」の割合が最も高くが95.8% (46件)と、おおむね全員に相談できる対象があるとみられます。

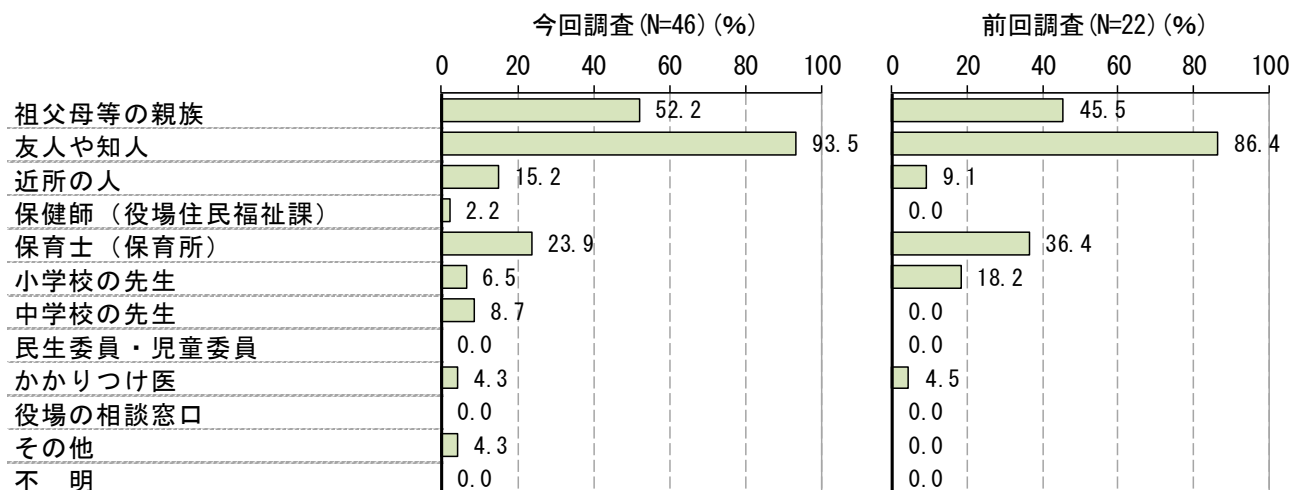


カ. 子育てで気軽に相談できる人・場所

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、(当てはまるもの全て)
誰(どこ)ですか。

「友人や知人」の割合が最も高く93.5%(43件)と9割強を占めていおり、次いで「祖父母等の親族」が52.2%(24件)などとなっています。

前回調査に比べ、「祖父母等の親族」「友人や知人」「近所の人」の割合が5%以上、増加しています。

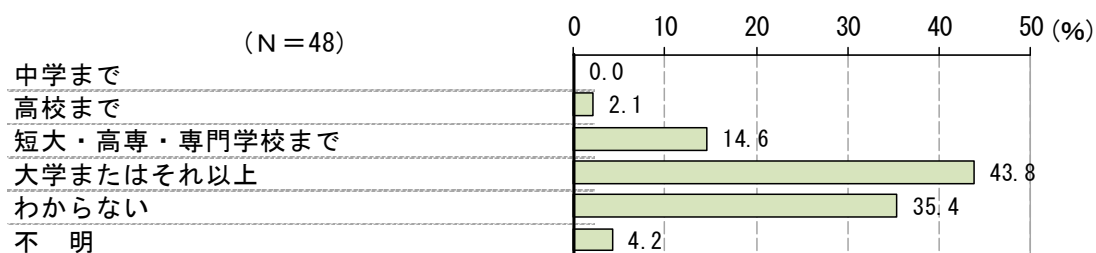


※前回調査では、「中学校の先生」は項目に含まれておりません。

キ. 子どもの教育

お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか。(当てはまるもの1つ)

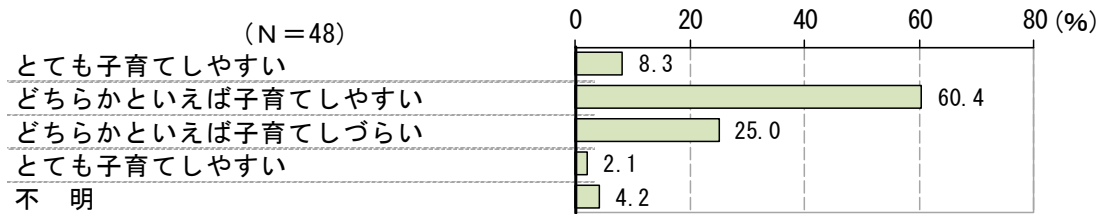
「大学またはそれ以上」の割合が最も高く43.8%(21件)となっており、次いで「わからない」が35.4%(17件)などとなっています。



7. 地域の子育てのしやすさ

お住まいの地域は、子育てがしやすいと思いますか。 (当てはまるもの1つ)

「どちらかといえば子育てしやすい」の割合が最も高く60.4%(29件)と6割強を占めており、次いで「どちらかといえば子育てしづらい」が25.0%(12件)などとなっています。

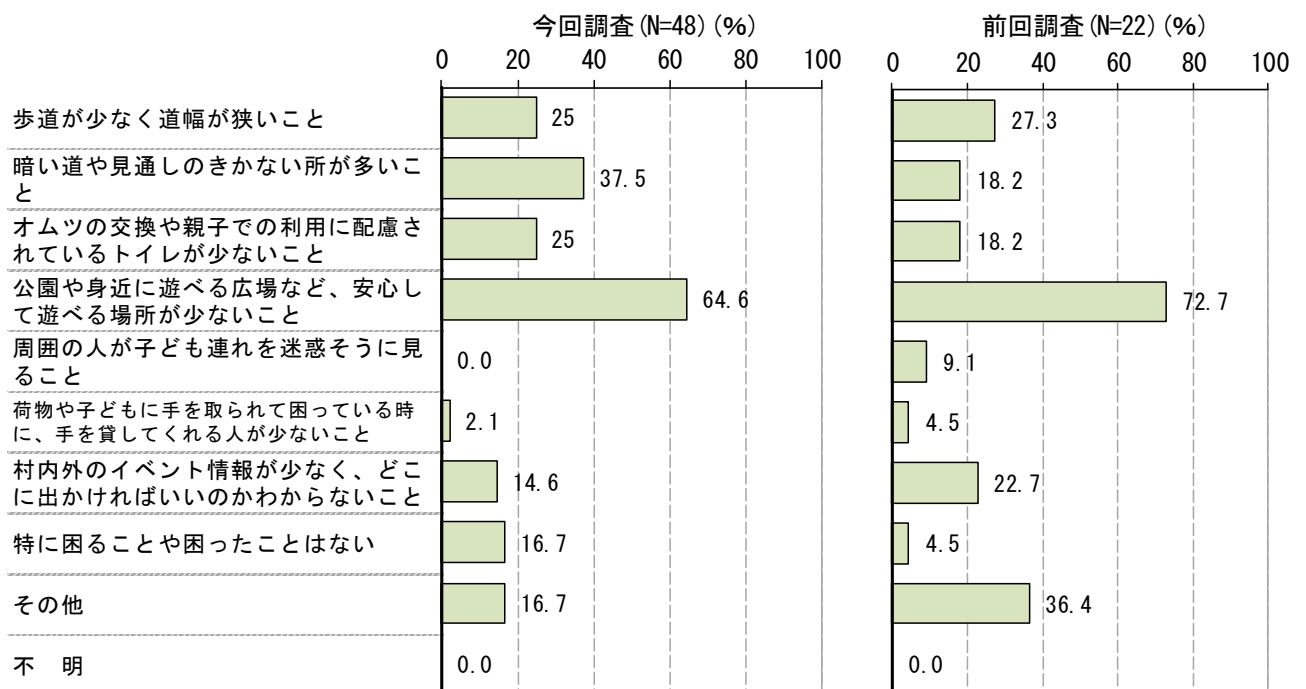


7. 地域の子育て環境の問題点

地域の子育て環境で困ることや困ったことは何ですか。 (当てはまるもの全て)

「公園や身近に遊べる広場など、安心して遊べる場所が少ないこと」の割合が最も高く64.6%(31件)と6割強を占めており、次いで「暗い道や見通しのきかない所が多いこと」が37.5%(18件)などとなっています。

前回調査に比べ、「暗い道や見通しのきかない所が多いこと」「オムツの交換や親子での利用に配慮されているトイレが少ないこと」の割合が増加しています。



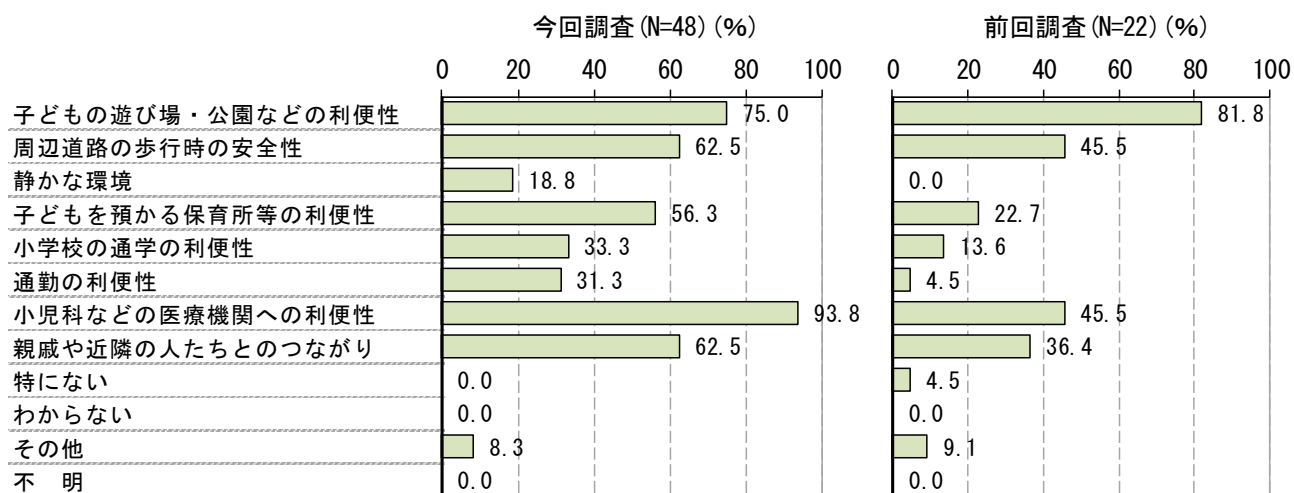
3. 子育て上重要な住環境

子育てをする上で重要だと思う住環境は何ですか。

(当てはまるもの全て)

「小児科などの医療機関への利便性」の割合が最も高く93.8%(45件)と9割強を占めています。

前回調査に比べ、「子どもを預かる保育所等の利便性」「小児科などの医療機関への利便性」の割合が30%以上、増加しています。

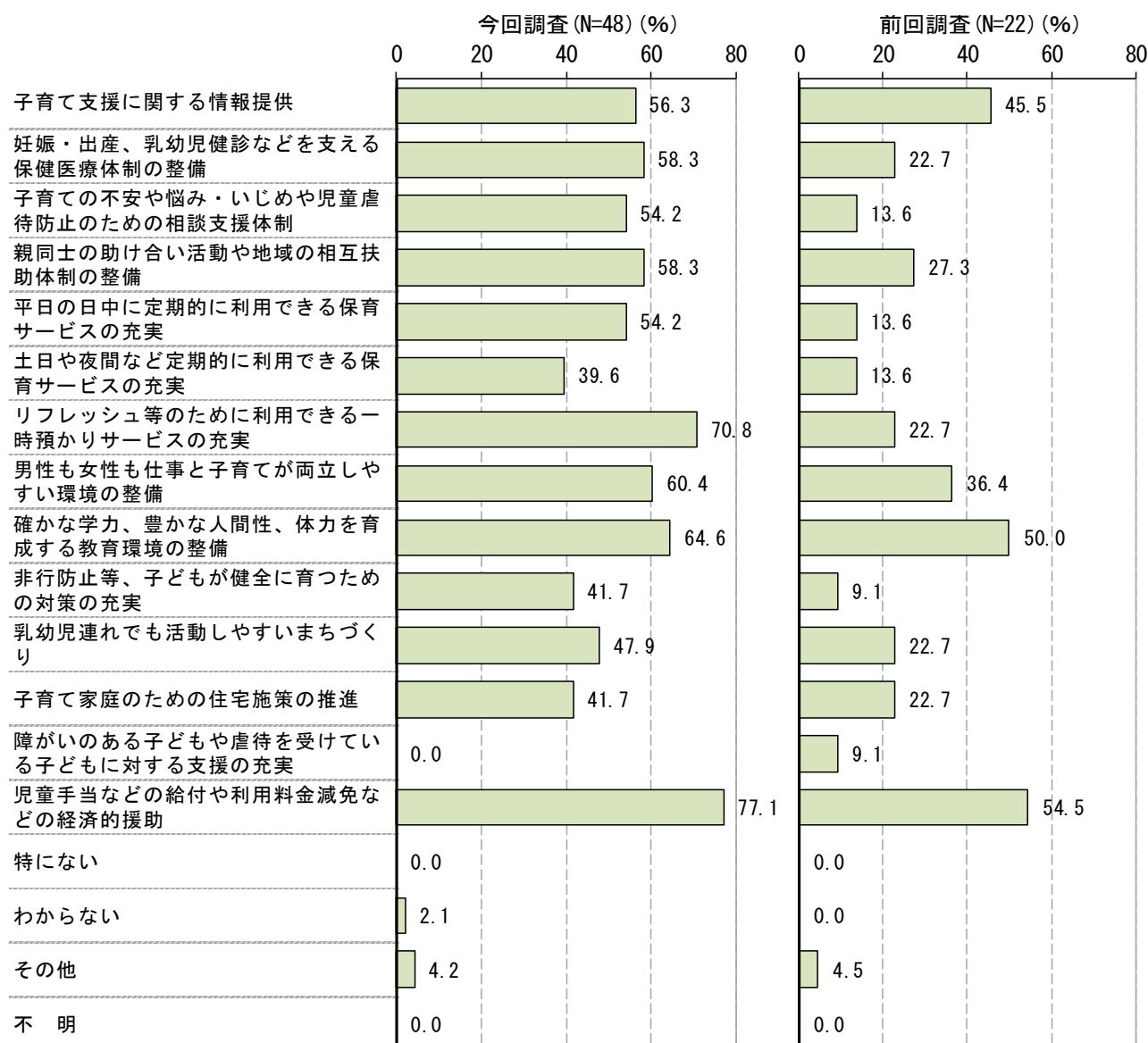


カ. 子育て支援に有効な施設・サービス

子育て支援に有効だと思う施設・サービスは何ですか。(当てはまるもの全て)

おおむねすべての項目で4割以上を占め、「児童手当などの給付や利用料金減免などの経済的援助」の割合が最も高く77.1%(37件)と8割弱を占めており、次いで「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」が70.8%(34件)などとなっています。

前回調査に比べ、「障がいのある子どもや虐待を受けている子どもに対する支援の充実」以外の項目について増加しており、子育て支援に有効だと思う施設・サービスのニーズが高いことが伺えます。



※今回調査では、「障がいのある子どもや虐待を受けている子どもに対する支援の充実」は項目に含まれておりません。

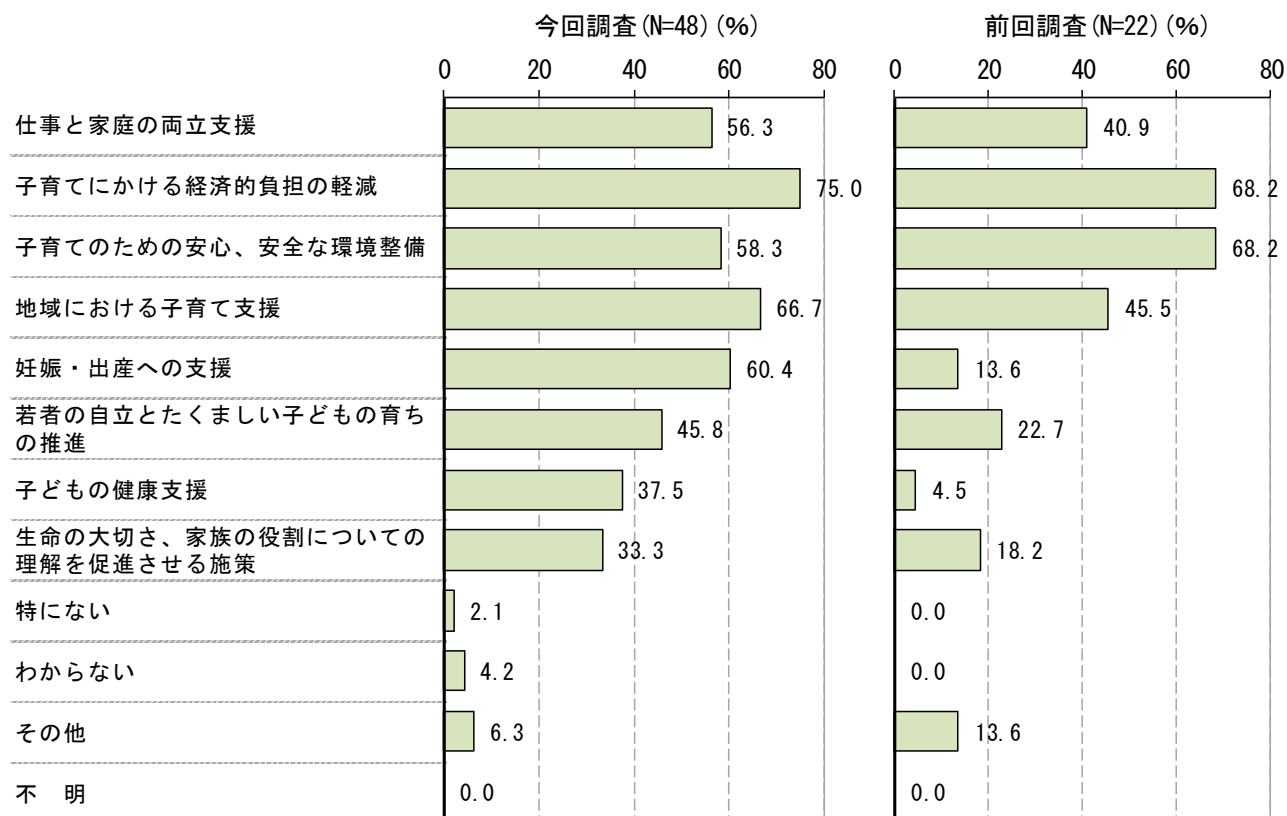
㊦. 望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策は何ですか。

(当てはまるもの1つ)

「子育てにかかる経済的負担の軽減」の割合が最も高く75.0% (36件)と8割弱を占めており、次いで「地域における子育て支援」が66.7% (32件)などとなっています。

前回調査に比べ、「子育てのための安心、安全な環境整備」以外の項目について増加しており、子育て支援施策のニーズが高いことが伺えます。

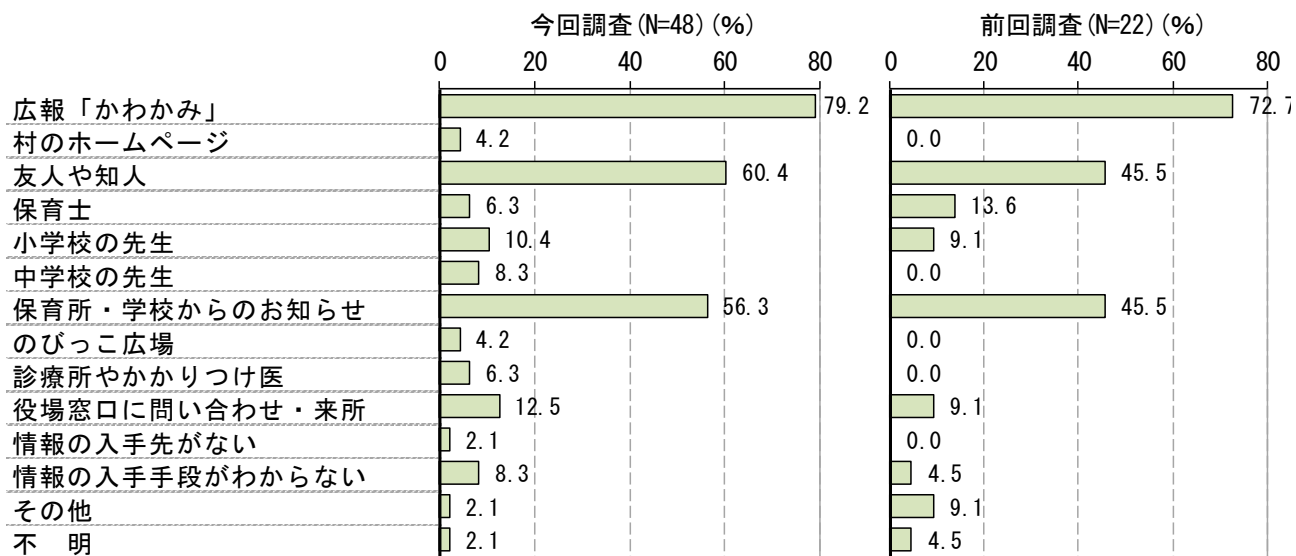


入. 子育て支援の情報入手先

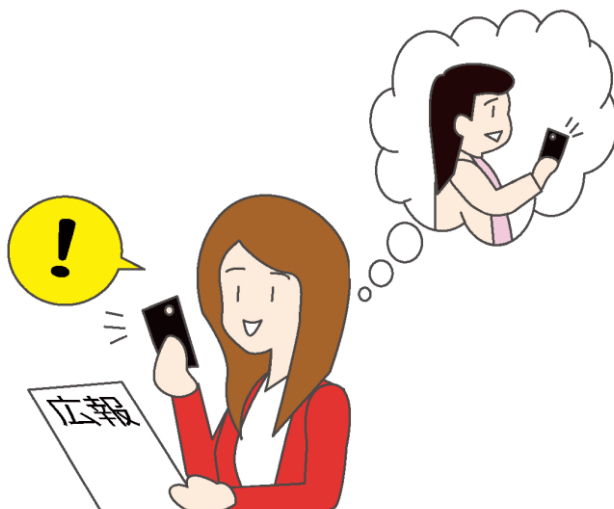
子育て支援についての情報入手先は何ですか。 (当てはまるもの全て)

「広報「かわかみ」」の割合が最も高く79.2% (38件)と8割弱を占めており、次いで「友人や知人」が60.4% (29件)、「保育所・学校からのお知らせ」が56.3% (27件)と、この3つに集中しています。

前回調査に比べ、「保育士」以外の項目について増加しており、情報を入手しやすい環境にあることが伺えます。しかし、「情報の入手先がわからない」との回答も増加しています。



※前回調査では、「中学校の先生」「のびっこ広場」は項目に含まれておりません。

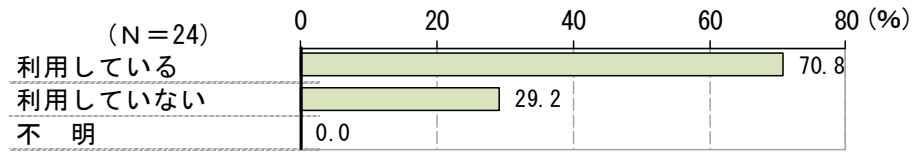


③ 問7 就学前児童の子どもの教育・保育事業の利用状況の概要

7. 平日の定期的な教育・保育事業利用の有無

あなたのお子さんは現在、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。 (当てはまるもの1つ)

就学前児童の70.8% (17件)、7割強が利用しています。

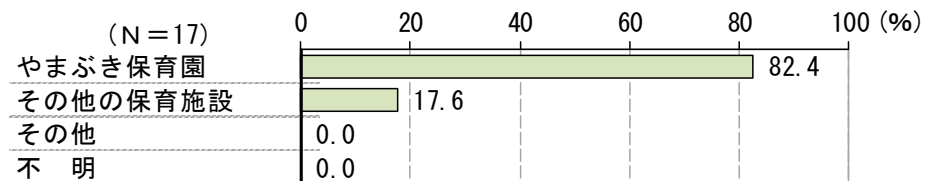


1. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の昼間、年間を通じて「定期的に」利用している事業、1週間当たりの利用日数、一日当たりの利用時間。

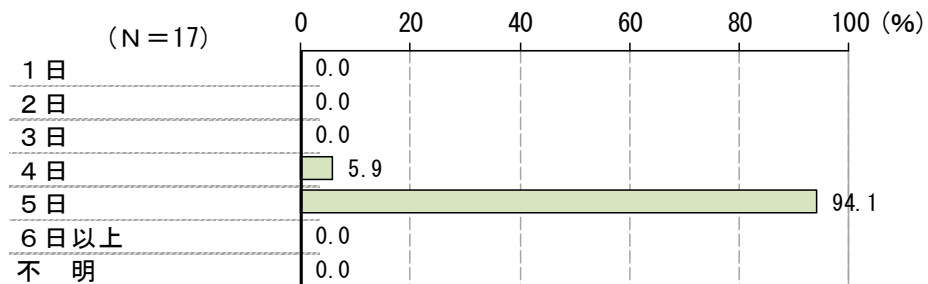
平日の昼間、年間を通じて「定期的に」利用している事業は、「やまぶき保育園」の割合が最も高く82.4% (14件)と8割強を占めています。

(当てはまるもの1つ)



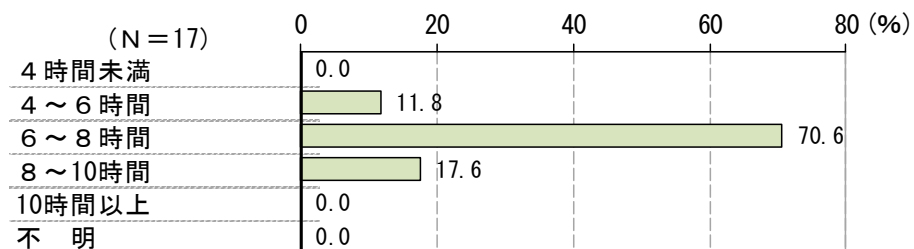
1週間当たりの利用日数は「5日」の割合が最も高く94.1% (16件)と、ほぼ全員が5日となっています。

(当てはまるもの1つ)



1日当たりの利用時間は「6～8時間」の割合が最も高く70.6% (12件)と、7割強を占めています。

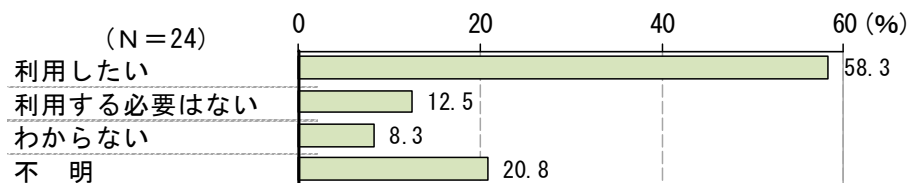
(当てはまるもの全て)



ウ. やまぶき保育園の一時預かりの利用意向

やまぶき保育園では、現在、生後10ヶ月からの就学前児童を対象とした「一時預かり」を休止していますが、(当てはまるもの1つ) 今後その一時預かりがあれば利用したいと思いますか。

「利用したい」の割合が最も高く58.3%(14件)と6割弱を占めています。

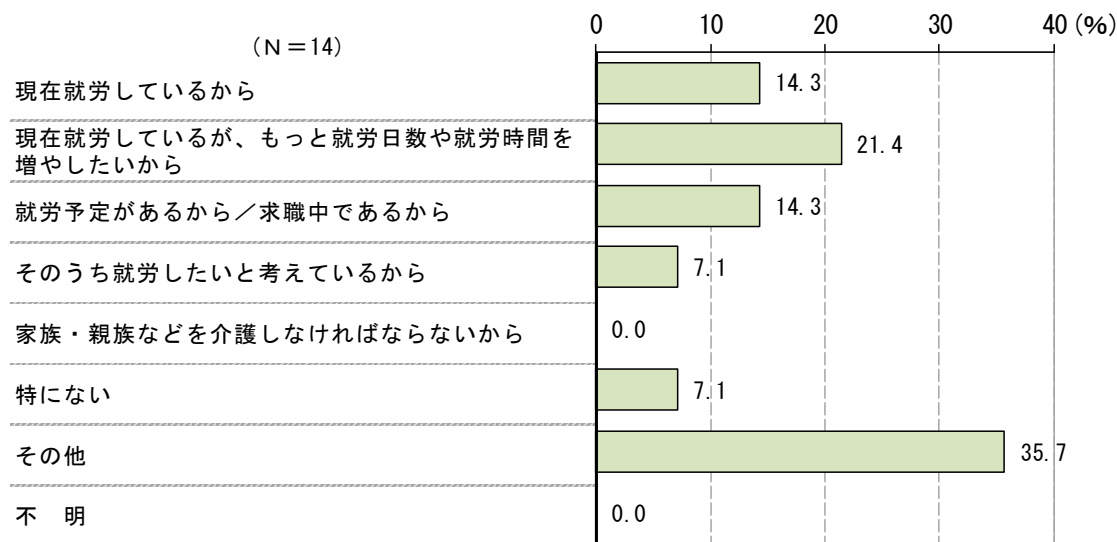


I. 一時預かりを利用したい理由

一時預かりを利用したいと考えている理由は、主にどのようなことですか。(当てはまるもの1つ)

前項で「利用したい」を答えた方のみ

選択肢の「現在就労しているから」～「そのうち就労したいと考えているから」の、「就労」に関わる理由に57.1%(8件)の回答が多くみられます。

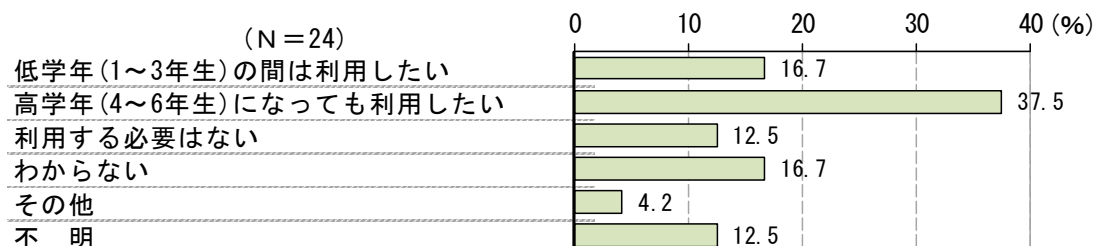


オ. 学童保育の利用意向

小学校入学以降のことについてうかがいます。学童保育を利用したいと思いませんか。

(当てはまるもの1つ)

「高学年(4～6年生)になっても利用したい」の割合が最も高く37.5%(9件)、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が16.7%(4件)など、低・高学年の利用意向をあわせると過半を超えています。



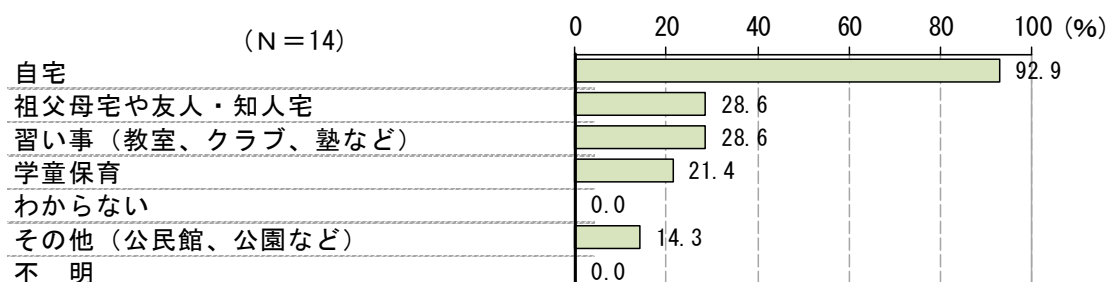
④ 問8 小学生の子どもの放課後の過ごし方の概要

ア. 放課後に過ごす場所

お子さんについて、現在、平日の放課後をどのような場所で過ごしていますか。

(当てはまるもの全て)

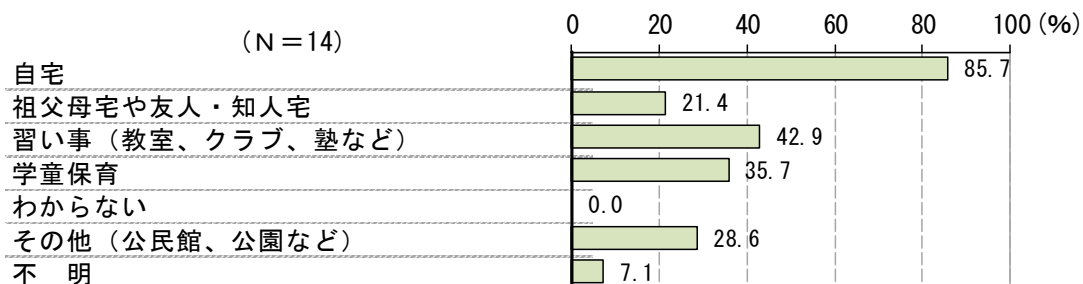
平日の放課後に過ごす場所は、「自宅」の割合が最も高く92.9%(13件)と9割強を占めており、平日の放課後に過ごして欲しい場所でも「自宅」の割合が最も高く85.7%(12件)と9割弱を占めています。また、学童保育の最終利用年生の意向は、全員「6年生」までと回答しています。



1. 平日の放課後に過ごして欲しい場所

お子さんについて、今後、平日の放課後をどのような場所で過ごしてほしいと思いますか。 (当てはまるもの全て)

平日の放課後に過ごして欲しい場所は、「自宅」の割合が最も高く85.7% (12件)と9割弱となっています。次いで「習い事 (教室、クラブ、塾など)」が42.9% (6件)、「学童保育」が35.7% (5件)などとなっています。

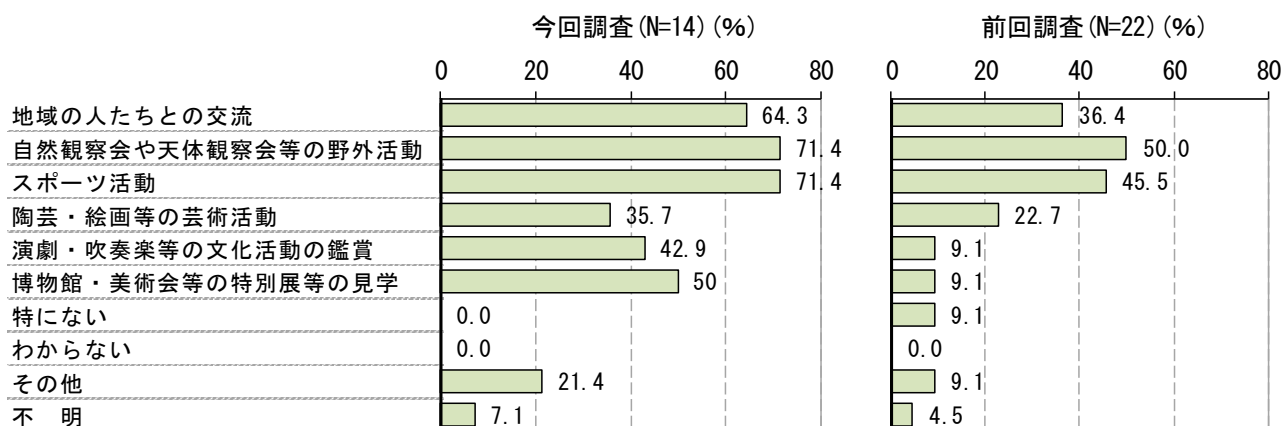


2. 夏季休業中に学童保育所等で実施が必要と思う事業

夏季休業中に学童保育所等で実施が必要だと思う事業はありますか。 (当てはまるもの全て)

「自然観察会や天体観察会等の野外活動」と「スポーツ活動」の割合が最も高く、各71.4% (10件)と7割強を占めており、次いで「地域の人たちとの交流」が64.3% (9件)などとなっています。

前回調査に比べ、全ての項目について増加しており、夏季休業中の子育て支援のニーズが高いことが伺えます。

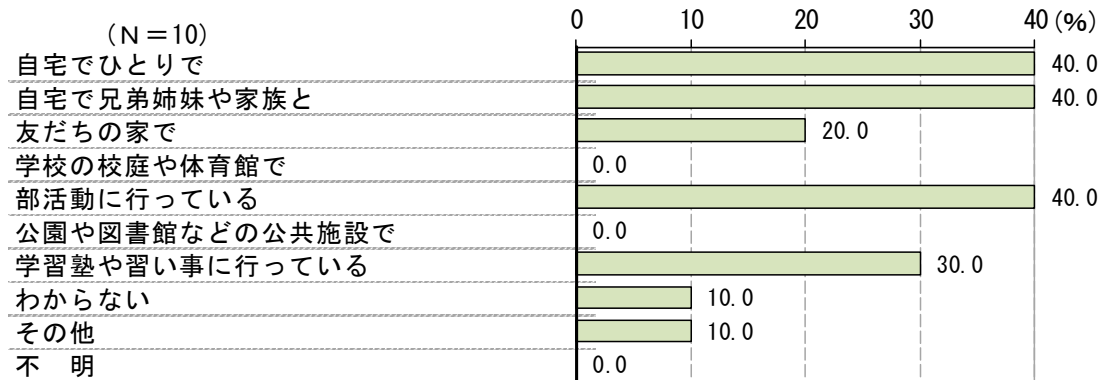


⑤ 問9 中学生の子どもの放課後の過ごし方の概要

7. 放課後に過ごす場所

お子さんについて、放課後をどこで過ごすことが多いですか。 (当てはまるもの全て)

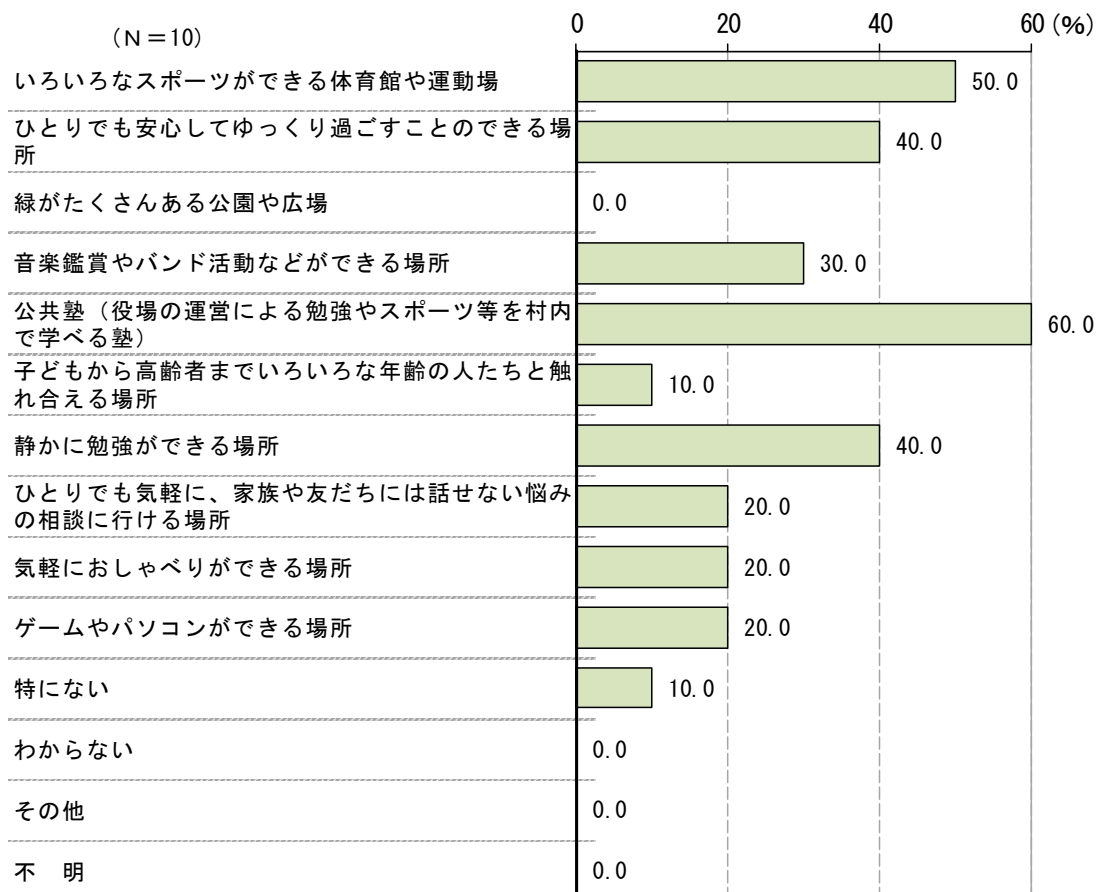
「自宅でひとりで」と「自宅で兄弟姉妹や家族と」「部活動に行っている」の割合が最も高く、各40.0%(4件)となっています。



1. 学校と家以外の放課後に過ごして欲しい場所

お子さんについて、学校と家以外で、放課後を過ごす場所としてどのような場所があればいいと思いますか。 (当てはまるもの全て)

「公共塾(役場の運営による勉強やスポーツ等を村内で学べる塾)」の割合が最も高く、60.0%(6件)と6割を占めており、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」50.0%(5件)などとなっています。



(5) まとめ

アンケート結果をふまえて、「子育てへの取組」「親の就労」「親のストレス」「相談」「交流と場所」「保育」「その他」に関する内容について、次のとおり整理しました。

① 子育てへの取組

- ・父母が共同して子育てや教育に取り組んでいる割合が高くなっている。

② 親の就労

- ・父親は、「フルタイムで就労」の割合が高く、母親は、「パート・アルバイト等での就労を続けることを希望している。

③ 親のストレス

- ・子育てで「ひどく叱ったり、嫌味を言ってしまったりしたことがある」親も増えている。

④ 相談

- ・子育てで気軽に相談できる人は、「友人や知人」が多い。

⑤ 交流と場所

- ・「公園や身近に遊べる広場など、安心して遊べる場所が少ないこと」の割合が高い。
- ・学童保育は「高学年(4～6年生)になっても利用したい」の割合が高い。
- ・小学生の平日の放課後に過ごす場所は、「自宅」の割合が高い。
- ・中学生の放課後に過ごす場所は、「自宅で一人で」と「自宅で兄弟姉妹や家族と」と「部活動に行っている」の割合が最も高い。

⑥ 保育

- ・やまぶき保育園における一時預かりのニーズは過半を占め、その理由も就労に関するものが過半を占めている。

⑦ その他

- ・子育て上重要な住環境として、「小児科などの医療機関への利便性」を求めている。
- ・子育て支援の情報入手先は、「広報「かわかみ」」の割合が多い。
- ・「公共塾（役場の運営による勉強やスポーツ等を村内で学べる塾）」を求める割合が高い。

5. 保護者・教職員等ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査の目的

ヒアリング調査は、日ごろから子どもや子育てに関わっている保護者や保育園・小学校・中学校教職員等から幅広い意見を伺い、本村の子ども・子育ての実態を把握することを目的に実施しました。

(2) ヒアリング期間

令和元年11月27日～12月5日

(3) ヒアリング対象者

保護者4名及び教職員3名

(4) 主なヒアリング項目

保護者及び教職員に対する主なヒアリング内容は、次のとおりです。

① 保護者

・子ども・子育てアンケート結果を確認した上での意見交換
・保育園・小中学校の運営に期待するもの
・子ども・子育て支援事業（制度）や体制に対する意見
・子ども・子育てに必要な環境、教育環境
・「小1の壁」「中1の壁」に対する考えや不安への対応・支援について
・親、PTA、保護者として行いたい、充実したい、参加したいこと
・保育園・義務教育学校への期待、要望など

② 教職員等

・子ども・子育てアンケート結果を確認した上での意見交換
・保育園、小中学校の運営における課題
・育みたい子どもの姿の『イメージ』や『キーワード』
・保育園・義務教育学校への期待、要望など
・園児・児童・生徒の特徴（様子や他の子どもとの関わり方）
・「小1の壁」「中1の壁」「高校進学等」に対する意見
・行いたい、充実したい、機関・団体との連携の充実

(5) ヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果における主な意見について、次のとおり整理しました。

① 支援制度

- ・川上村の子ども子育て支援は、凄く充実している。2～3人は満足に子育てをすることが可能ではないか。

② 教育

- ・川上村は少人数教育で成功していると思う。村の子どもの成績は優秀であると思う。
- ・人数が少なすぎて難しい事もある。ある程度人数がいた方がよい。
- ・早く仕事が終わりと、迎えに行っても、「小さい子がいるから、まだ学童にいる」と言うくらい、学童は楽しい場となっている。
- ・「中1の壁」は川上村では聞かない。小学校では、中学校に行くのを楽しみにしている。
- ・先生たちはよくやってくれている。部活指導も頑張ってくれている。
- ・先生の働き方改革ができる状態で「公共塾」を行ってほしい。
- ・個人の個性を伸ばす取組はしているが、まだまだ枠からはみ出し、飛び出るような子は少ない。自然豊かでのびのび育つようにと思う。また、川上村では生徒数や施設の規模もあり、運動競技、音楽や吹奏楽等の附帯授業が伸びづらい。

③ 保育

- ・保育士の人材確保に苦労している。保育士にとって川上村で保育をすることへの付加価値をつくっていききたい。

④ 親

- ・親も成長し、自信を持って子育てできる環境になってほしい。
- ・「子育てのストレスによる虐待等」で、悪い方向の回答が出ているが、それだけストレスがたまるのはなぜか。
- ・アンケートからは、子どもへの何らかの虐待が多いように思う。川上村には、親のストレスを解消できる場所がない。

⑤ 就労

- ・働きながら子育てもできる方法、支援を検討してほしい。

⑥ 預かり

- ・一次預かりのニーズがある。預かりの対象年齢の拡大も検討してほしい。
- ・近所の人に「代親」になってもらえるような関係を築ければ、夫婦で就労する場合、ワーク・ライフ・バランスがとりやすくなる。

⑦ 相談、支援

- ・子育てで気軽に相談できる人として、保育士が頼りにされている。
- ・要支援や配慮児が、子どもの人数の割に多い。子育てサポートセンターのような施設を福祉施設内や保育所内に併設できないか。

⑧ 医療

- ・村内に小児医療施設がないので困る。何かあれば橿原市などへの病院まで行くことになる。

⑨ 情報発信

- ・現在、情報発信アプリの導入を進めており、情報発信に期待がかかる。
- ・仲間同士で集まり、子育てを含めた活動をしている。この中では、SNS 等で情報交換をしている。村外の子育て親子との繋がりもある。
- ・広報「かわかみ」に義務教育学校の進捗状況が判るコーナーを作って欲しい。

⑩ 移動

- ・スクールバスは、保育園にはないので検討して欲しい。
- ・最近、やまぶきバスで高校へ通う子どもが多く、家族で転出することは少なくなったが、子どもの帰りが遅い場合のよい対応がないか。

⑪ 交流（場所・ネットワーク）

- ・乳児、赤ちゃんを連れていける場所があればありがたい。
- ・黒滝村の園への訪問・交流は相互に1回ずつ行っている。人数が少ないため、他園との交流を促進したい。
- ・デイサービスに年3回訪問する。肩たたきゲーム等をするが、立っているだけでも嬉しいと言われる。子どもにとっては、社会勉強になる。
- ・保育園は、小中学校間ともっと交流したい。小中学校を肌で感じることであれば、期待感も生まれる。小学校に上がる際にもなじみやすく、交流という形をとらなくても、徐々に交流がうまれる。
- ・ちびっ子増やし隊もこれから動く必要があると考えている。
- ・勉強、イベントができ、同世代が集って活動できる場が必要である。

⑫ 保育園・義務教育学校

- ・義務教育学校に対する取組の表れか、近年、保小中の連携ができてきていると思う。
- ・保小中は生活リズムが全く違う。実際にできるのかは不安である。野迫川でも、「試験だから静かに」と言われるとも聞いている。
- ・中学生であれば、100メートル直線、200メートルトラックが必要である。あの狭いグラウンドで、何を中学生にさせるのか。サッカー、ラグビー諸々が成立していない。

6. 課題の整理

本村の子ども・子育てを取り巻く現状等をふまえた課題について、次のとおり整理しました。

(1) 村が一体となった子ども・子育て支援

子ども・子育てへの支援を家庭、保育園、学校、村民や行政が一体となり、村民のコミュニティや誇りを高めることが求められており、子育てに魅力を感じられる子ども・子育て支援を行うことが必要です。

(2) 教育・保育ニーズの高まりと多様化への教育・保育サービス

就学前児童が増加する中、保護者（母親）の就業への意識は高く、今後保育ニーズが高まることが予想されます。また、児童・生徒に対する教育ニーズ（学童保育等）や高校生への支援（村外通学等）も高まっており、多様な教育・保育サービスが必要です。

(3) 子育て世帯への交流環境の整備

村内では、保護者が気軽に交流、相談できる環境（場）やこれらに関する情報が少ない状況です。そのため、気軽に子育てに関して相談したり子守を頼んだり、子育ての知恵や情報を得るなど、子育てによるストレスを解決できる場所が必要です。

(4) 保育に関わる人材の確保

保育ニーズの高まりがあるとともに、保育士の確保が課題となっています。今後も継続的に保育士を確保するとともに、職員の業務体制を強化し、負担を軽減することが必要です。

(5) 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）

子どもの成長とともに、生活収入を確保するため、女性の働く意識は高くなっています。このため、村内での仕事の紹介、供給や共働き世帯などに対する支援が必要です。

(6) 医療体制への充実と促進

子どもに対する村内の医療体制の強化を進め、医療情報の十分な発信が求められており、緊急医療体制の充実が必要です。

(7) 子どもの遊び場、居場所づくり

保護者の共働きの増加に伴い、学童保育の利用希望者も増加傾向にあります。学童保育の充実、健康管理や安全確保等、総合的な対策が必要です。

(8) 配慮を要する子どもと家庭への支援

保護者から、子育てのストレスによる虐待、将来の困窮の可能性に対する不安の声があります。このような状況下でも、子どもをたくましく健やかに育成できる環境づくりとともに、虐待等の早期発見と対応、未然に発生を防止することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

吉野川の源流域にある本村は、“かけがえのない美しい森と水”とともに、本村での豊かな暮らしを育むため、全国に向けて「川上宣言」（平成8年）を発信しています。

特にこの中で、第2項と第4項は、本村の子ども・子育てに重要な理念となっています。

- 私たち川上は、かけがえのない水がつくられる場に暮らす者として、下流にはいつもきれいな水を流します。
- **私たち川上は、自然と一体となった産業を育て山と水を守り、都市にはない豊かな生活を築きます。**
- 私たち川上は、都市や平野部の人たちにも、川上の豊かな自然の価値に触れ合ってもらえるような仕組みづくりに励みます。
- **私たち川上は、これから育つ子ども達が、自然の生命の躍動にすなおに感動できるような場をつくれます。**
- 私たち川上は、川上における自然とのつきあいが、地球環境に対する人類の働きかけの、すばらしい見本になるよう努めます。



このため、第5次川上村総合計画（平成26年度）では、テーマを「都市にはない豊かな暮らしの実現」と定めるとともに、同年度において第1期計画を策定し、子ども・子育てを含めた村づくりを展開しています。このようなことから、本計画の基本理念を次のように定めます。

都市にはない豊かな暮らしの中で みんなで育む子どものみらい

「都市にはない豊かな暮らし」とは、特別に新たなことを考えるのではなく、自然の中で生きてきた本村本来の資源を磨き、それを活かす暮らしです。

その実現に向かって、みんなが村づくりや子ども・子育てを支えあい、共感し、次世代に伝えていく日々が、本村の求める暮らしであり、豊かな暮らしなのです。

現在、村民生活の多様化により子育て支援ニーズが日々変化する中で、「教育」「保育」に重点をおいた子育て支援施策を推進中であり、保育園と義務教育学校が一体となった教育・保育のための環境整備を予定しています。将来に向け、すべての子どもと子育て世帯が「川上村に誇りを持ち、川上村で暮らし続けたい、子どもを生み育てたい」と思えるような環境づくりをめざしています。

また、すべての家庭で、安心して妊娠や出産にのぞみ、子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、家庭、保育園、小中学校や地域などの様々な場や機会交流を図り、たくましく、健やかで個性豊かな子どもを育むことができるよう、村全体で子どもを見守りながら、教育・保育ニーズの多様化に対応した質の高い教育・保育を提供し、支援を行います。

2. 基本目標と施設の体系

本計画では、基本理念「都市にはない豊かな暮らしの中で みんなで育む子どものみらい」の実現に向けて、次の6つを基本目標とします。

また、本計画の基本理念及び基本目標をふまえ、基本施策を体系づけます。

基本理念

基本目標

都市にはない豊かな暮らしの中で
みんなが育む子どものみらい

1. 地域における子育て支援の継続と充実

家庭だけでなく、保育園、学校、子育ての活動組織や地域などが連携し、村をあげて子どもを見守り、育みます。

また、教育・保育ニーズの多様化をふまえ、子育て世帯に質の高い教育・保育の提供や支援を行うとともに、保護者の不安感や負担感を減らすことのみならず、子どもの将来に夢を描けるよう、様々な相談や情報交換（子育てに関する情報や知恵）できる交流の場づくりを強化します。

2. 仕事と子育てが両立できる環境づくり

子育て世帯が男女ともに仕事を行いながら、都市にはない豊かな暮らしの中で、仕事と家庭生活の両立、調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう啓発、周知や支援を行います。

3. 安心して生み育てられる子育て支援体制づくり

すべての家庭で、安心して妊娠や出産にのぞみ、子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、家庭、保育園、学校や地域が繋がり、食育の推進やサービスを提供するとともに、保護者が安心して救急医療の体制づくりを進めます。

4. たくましく健やかな子どもを育む教育・保育環境づくり

すべての子どもが、都市にはない豊かな暮らしの中で、家庭、保育園、学校や地域などの様々な場、機会において交流を図りながら、本村の歴史、伝統文化を学び、地場産業やスポーツを活かして、たくましく、健やかで個性豊かな子どもを育むことができる教育・保育環境づくりを進めます。

5. 安全で安心して暮らせる生活環境づくり

誰もが安全に安心して遊び、学び、生活し、交流できる居住環境の確保や日常の遊び場、居場所、交通環境の整備を進めるとともに、子ども・子育て世帯を犯罪や災害から守る防犯、防災対策を進めます。

6. 配慮を必要とする子どもと子育て世帯への支援の充実

虐待や貧困、体の障害、非行など、子どもに関する様々な課題に対応するとともに、村のすべての子どもがたくましく健全に育つよう、子どもと子育て世帯を支援する環境づくりを進めます。

基本施策

(1) 保育事業・サービスの充実

(3) 相談・情報提供体制の確立

(2) 子育て世帯の交流機会の充実

(4) 経済的支援の充実

(1) 就労環境改善への働きかけ

(3) 男女共同参画の推進

(2) 就業支援の充実と働く場の育成

(4) 子育てのための就労支援

(1) 母子保健の充実

(3) 食育の推進

(2) 小児医療の充実

(4) 思春期保健対策の推進

(1) 幼児教育・学校教育の充実

(3) 地域での学習・体験・活動の充実

(2) 家庭教育の充実

(4) 子どもの交流活動の促進

(1) 子育てしやすい居住環境づくり

(4) 交通安全対策の充実

(2) 子どもも出かけやすい環境づくり

(5) 防犯・防災対策の推進

(3) 子どもの居場所や遊び場の充実

(1) 虐待や要保護児童への対応の促進

(3) 障がいのある子どもとその家庭への支援の推進

(2) ひとり親家庭への支援の推進

第4章 目標実現のための施策

1. 地域における子育て支援の継続と充実

子育てについての不安や負担感を軽減し、一人でも多くの若い世代が、本村で子どもを持ちたい、育てたいと思うことができるよう、教育・保育事業の充実をはじめ、交流の推進、相談や情報提供体制の確保等、地域における子育て支援の推進を図ります。

(1) 保育事業・サービスの充実

○通常保育事業 [8:00~16:00]
やまぶき保育園において実施します。また、給食の実施により、園児への食育の推進を図ります。
○時間外保育（延長保育）事業 [16:00~19:00]
やまぶき保育園において、園児の保護者の希望に応じて実施します。
○一時預かり事業
就学前児童を対象に、やまぶき保育園において令和2年度より実施します。
○放課後児童健全育成事業（学童保育／放課後児童クラブ）
小学生を対象に、しらくら会館において実施します。
○未就園児の一日体験入園
やまぶき保育園において、未就園児を対象に、一日体験入園を実施します。
○園庭開放
子どもの遊び場として、やまぶき保育園の園庭を開放します。
○保育のための人材の確保
地域の保育環境充実のため、質の高い人材の確保を推進します。
○保育園制服購入費補助
村内に住所があり、かつやまぶき保育園に在籍している子どもに対して、制服（上衣）購入費の補助を行います。

(2) 子育て世帯の交流機会の充実

○地域子育て支援拠点事業
やまぶき保育園において、「のびっこ広場」等を通して、未就園児とその保護者同士の交流を促進します。 子育て中の母親たちが集まり育児等の相談や交流ができる拠点をつくります。

○その他の交流事業

やまぶき保育園において、保護者を対象に「ニコニコマザールーム」を開設し、保護者同士の交流を促進します。

(3) 相談・情報提供体制の確立

○子どもや子育てに関する情報の積極的な提供

広報等を通じて、子どもや子育てに関する情報を積極的に提供します。

○地域子育て支援拠点事業（再掲）

「のびっこ広場」において、住民福祉課との連携により、子育てに関する相談への対応や情報提供を実施します。

○子どもや子育てに関する総合的な窓口の明確化

住民福祉課を子どもや子育てに関する総合的な窓口とし、保護者の相談への対応や、保育・教育の各事業やサービスについての情報提供、利用のための調整等を行います。

(4) 経済的支援の充実

○保育料無償化

やまぶき保育園に通う園児全年齢を対象に保育料を無償にします。

○児童手当の支給

0歳～中学生までの子どもがいるすべての家庭に、児童手当を支給します。

○川上村子育て応援手当

16歳～18歳の子どもを養育する世帯に対して、手当を交付します。

○奨学生条例

高校・大学・専門学校の通学者への奨学制度を継続して実施します。

○子ども祝い金交付

対象児が村内に住所を有し、保護者が1年以上継続して村内に住所を有している場合、出産時、1歳、2歳の誕生日に、10万円を支給します。

○出産記念品交付

村で生まれた子どもの誕生日のお祝いに積み木をプレゼントします。

○小・中学校教材等無償化

より充実した子育て環境を目指し、小・中学校の児童・生徒にかかる教育活動費・副教材費・修学旅行費の無償化を実施します。

○川上村高校生通学費補助金

村内に住所があり、かつ村内から高校へ通っている子どもに対して、通学費の補助を行います。

2. 仕事と子育てが両立できる環境づくり

子育てや家庭生活と、仕事や社会生活の両立による豊かな暮らしの実現のため、男女共同参画や女性の就労についての啓発・支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、事業所等に子育てを支援する制度の周知と育児休業の取得の推進を働きかけます。

(1) 就労環境改善への働きかけ

○就労環境の改善

村内事業者への呼びかけや、チラシ等の設置・配布による育児休業法等の普及啓発、県等が開催する労働管理セミナー・女性労働問題セミナー等の情報提供により、就労環境の改善を推進します。

(2) 就業支援の充実と働く場の育成

○就業支援

関係機関との連携により、職業能力開発や資格取得についての情報を提供するなど、就業を促進します。

○地域の産業振興

川上村総合計画に基づき、地域の産業振興を進め、地域における働く場の育成と確保を進めます。

(3) 男女共同参画の推進

○男女共同参画の啓発

チラシ等の設置・配布を通し、職場や家庭・地域における男女共同参画についての情報を提供し、その啓発を進めます。

(4) 子育てのための就労支援

○子育てを支援する各種制度の情報提供の推進

妊娠・出産時から子育て支援情報を提供するため、母子健康手帳の交付時に各種制度の情報誌等を配布します。



3. 安心して生み育てられる子育て支援体制づくり

母親が安心して妊娠・出産にのぞみ、育児に取り組むことができるよう、妊娠期から出産までの切れ目のない支援と、本村の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりを進めます。

(1) 母子保健の充実

○母子健康手帳の交付
妊娠・出産・育児に関する一貫した記録として、母子健康手帳を交付します。
○乳児家庭全戸訪問事業
保健師が出生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭への訪問を実施します。
○乳幼児健診
2か月～1歳5か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施するとともに、未受診児については個別にフォローします。
○育児教室「健診前教室」
乳幼児健診の受診機会を活用して、「歯・成長と発達・離乳食・予防接種」等についての集団指導を実施します。
○むし歯予防教室・フッ素塗布
2歳6か月～6歳児と保護者を対象としたおやつ指導と歯磨き練習・フッ素塗布を実施します。
○フッ化物洗口
小・中学生の希望者を対象に、週1回、フッ化物洗口を実施します。
○妊婦健康診査支援事業
妊娠中に受診した14回目までの妊婦健康診査の費用を助成します。（所得制限なし）
○妊娠判定受診料補助
妊婦家庭の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るため、妊娠判定受診料を助成します。（所得制限なし）
○不妊治療・不育治療の助成
子どもを望む夫婦が安心して治療を受けることができるよう、不妊治療費（特定不妊治療費・一般不妊治療費）及び不育治療費の一部を助成します。
○予防接種等助成
お腹にいる赤ちゃん、妊婦さん、子どもを感染症から守るための予防接種や抗体検査の費用を全額助成します。

(2) 小児医療の充実

○小児医療における広域連携の推進
「南奈良総合医療センター」との連携を進めます。
○救急搬送体制
奈良県ドクターヘリ、奈良広域消防組合による救急搬送体制を確保するとともに、南和広域圏での救急病院の輪番制、休日夜間応急診療所における応急診療体制を確保します。
○小児医療に関する情報提供
休日夜間救急連絡先や応急処置方法等、奈良県ホームページ等を活用して情報を提供します。
○乳幼児・児童・生徒の医療費助成
0歳児から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費を助成します。
○ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の親と、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費を助成します。（所得制限あり）
○新生児聴覚検査費助成
新生児聴覚検査費の全額を助成します。
○小中高生のインフルエンザ予防接種
小中高生のインフルエンザの予防接種の費用の一部を助成します。（上限あり）

(3) 食育の推進

○地産地消による給食の推進
地元の食材を取り入れた給食を推進します。
○親子料理教室の開催
親子での生活習慣病予防等のための料理教室を開催します。
○食育施策の推進
母子の健康や幼少期からの生活習慣病予防等のため、食育施策を推進します。

(4) 思春期保健対策の推進

○性に関する正しい知識の普及
中学生への性に対する正しい知識の普及を進めます。

4. たくましく健やかな子どもを育む教育・保育環境づくり

教育環境の充実とともに、本村の豊かな自然や文化をいかした地域学習や体験学習、公共塾の整備等、様々な交流を通し、個性豊かでたくましく健やかな子どもが育つ環境づくりを進めます。

(1) 幼児教育・学校教育の充実

○保育園並びに義務教育学校の整備
子どもたちが多世代で交流する場をつくとともに、村独自の特色ある教育・保育を行い、保育から教育の15年間で切れ目なく見守り、育みます。
○保育園と小学校との連携体制の充実
就学前保育や教育から小学校教育へとスムーズな移行ができるよう、就学前児童一人ひとりの状況を小学校と相談するなど連携を行います。また、保育園の園児と小学校児童の交流に努めます。
○幼児教育の充実
保育所での幼児教育のための研修等を実施するとともに、地域の人材の活用等による教育の充実を図ります。
○学校教育の充実
学習指導要領に基づく教育とともに、地域の人材や自然・歴史等の資源を活かした地域性のある学校教育の充実を図ります。
○郷土教育の推進
学校や地域において、「水源地のむら」としての学習を推進します。
○職業体験学習の推進
中学2年生を対象とした職業体験を実施します。
○保育所、小・中学校における心と体の学習の充実
成長段階に応じ、命の大切さや心と体と性の問題についての適切な知識や態度を身につけるための学習の充実を図ります。
○公共塾の整備
保育園並びに義務教育学校施設整備事業と連携し、整備に向けて推進していきます。

(2) 家庭教育の充実

○家庭教育学級
家庭教育学級、講演会等を実施します。

(3) 地域での学習・体験・活動の充実

○親子・子どもの地域体験会の開催
地域住民を講師とした森林体験や林業・農業体験、木工・芸術等、地域での親子や子どもを対象とした体験会を開催します。
○青少年のスポーツ振興
スポーツ活動の育成と助成を実施します。
○図書館事業
図書の充実、情報提供等による読書の促進を図ります。
○習い事に対する助成
村内に住所のある園児、児童、生徒が通う習い事に係る費用について助成します。

(4) 子どもの交流活動の促進

○高齢者と園児のふれあい事業
デイサービスを利用する高齢者と園児とのふれあい事業を実施します。
○村外園児との交流活動
村外の園児との交流を促進します。（黒滝村の園児との交流を実施）
○小・中学生の交流活動
以下のような交流活動を実施します。 <ul style="list-style-type: none">・小学校における村外小学校（和歌山市加太小学校等）との交流・中学1～2年生対象のスキー教室・中学生対象の海外研修（3年に1回）



5. 安全で安心して暮らせる生活環境づくり

子育てしやすく暮らしやすい環境づくりとともに、家庭や地域における日常や災害時の安全を確保し、子どもや保護者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

(1) 子育てしやすい居住環境づくり

○村営住宅建設
子育てにも適した村営住宅を整備します。
○住まいるネット事業
村外からの移住・定住希望者に対し、空家の情報を提供します。また、住まいるネット受け入れ支援補助金交付要綱により子育て世帯への助成を行い、負担を軽減します。
○定住促進に関する奨励金の交付
村内に住宅を新築・購入した際に、奨励金を交付します。

(2) 子どもも出かけやすい環境づくり

○やまぶきバス・タクシーの運行や助成の実施
低料金で村内各所を移動できるやまぶきバス・タクシーを運行するとともに、奈良交通バスやタクシーの利用に対する助成を実施します。

(3) 子どもの居場所や遊び場の充実

○小・中学校の開放
子どもの居場所や遊び場として、小・中学校の運動場や体育館を開放します。
○園庭開放（再掲）
子どもの遊び場として、やまぶき保育園の園庭を開放します。

(4) 交通安全対策の充実

○交通安全施設設置・補修事業
ガードレールやカーブミラー等、交通安全設備を設置・補修します。
○交通安全教室の実施
保育所・小学校において、交通安全教室を実施します。（それぞれ年1回）

(5) 防犯・防災対策の推進

○子ども110番の家
子どもたちの緊急避難場所として「子ども110番の家」を引き続き設置します。
○保育所、小・中学校での防犯対策
やまぶき保育園に防犯カメラや非常通報システム、小・中学校に防犯カメラを設置し、定期的な点検や訓練を行うとともに、職員等の意識啓発を図ります。
○防犯灯設置補修事業
危険箇所等に防犯灯を設置、必要に応じて補修を行います。
○子どもたちへの防犯指導
防犯ベルの使い方の徹底等、子どもたちへの防犯指導を推進します。
○防犯ブザーの貸与
すべての小・中学生に、防犯ブザーを配布します。
○防災対策の推進
避難訓練の実施や広報を通じ、防災や災害時の行動についての啓発を推進します。



6. 配慮を必要とする子どもと子育て世帯への支援の充実

子どもと子育て世帯の見守りを推進するとともに、配慮の必要な子育て世帯に対して、必要に応じた対応や支援を円滑に行うことができるよう、家庭・地域・学校・行政及び関係機関の連携を図り、すべての子どもの権利の保護と健やかな成長のための環境づくりを進めます。

(1) 虐待や要保護児童への対応の促進

○虐待防止と早期対応のための連携

関係各課や民生・児童委員、児童相談所、警察等と連携し、虐待の防止と早期発見・早期対応を促進します。

(2) ひとり親家庭への支援の推進

○母子寡婦福祉会の開催

2年に1回の日帰り旅行や総会を実施します。

○情報提供・相談支援

ひとり親家庭に対し、役場や個別訪問員による情報提供と相談支援を実施します。

(3) 障がいのある子どもとその家庭への支援の推進

○障がいのある子どもの受け入れの推進

保育や教育現場における合理的配慮の推進と、障がいの有無に左右されない子どもの受け入れを促進します。

○障がいのある子どもとその家庭への相談支援

障がいや慢性疾患等のある子どもを持つ家庭への相談支援を行います。

○特別支援教育・保育の推進

障がいの種類や程度に応じた特別支援教育・保育を行います。



第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本計画において、教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定めるにあたり、本村の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、各事業の提供区域は単一区域と設定することとします。

2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方針

① 教育・保育の認定区分

認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育等)

資料：内閣府

② 教育の量の見込みと確保の方策

ア. 3歳以上児（教育ニーズ）

（単位：人）

事業概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労の家庭など）に対し、就学前教育を実施します。
対象年齢	3～5歳
確保方策の内容	村営やまぶき保育園（1か所）で実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2	1	1	0	0
1号認定	2	1	1	0	0
確保の内容	2	1	1	0	0
特定教育・保育施設・特別利用地域型保育	2	1	1	0	0
新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

イ. 3歳以上児（2号認定保育ニーズ）

（単位：人）

事業概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。
対象年齢	3～5歳
確保方策の内容	村営やまぶき保育園（1か所）で実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	17	11	11	11	13
確保の内容	17	15	15	15	15
特定教育・保育施設・特定利用地域型保育	17	15	15	15	15
幼稚園＋預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	4	4	4	2

ウ. 0歳児（3号認定保育ニーズ）

（単位：人）

事業概要	1歳児未満で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
対象年齢	1歳未満
確保方策の内容	広域保育の利用希望者については、該当する自治体と調整します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2
特定教育・保育施設（広域保育）	2	2	2	2	2
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費 支援事業	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

I. 1～2歳児（3号認定保育ニーズ）

（単位：人）

事業概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
対象年齢	1・2歳
確保方策の内容	村営やまぶき保育園（1か所）で実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	7	7	6	6	6
確保の内容	7	7	6	6	6
特定教育・保育施設	1	0	0	0	0
特定地域型保育事業	6	7	6	6	6
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】	0	0	0	0	0
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

事業の種類・名称	事業の内容
① 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
② 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
③-a 子育て短期支援事業（ショートステイ）	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業
③-b 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業

事業の種類・名称	事業の内容
③-c 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
④ 地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業
⑤ 一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑥ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
⑦ 利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業
⑧ 妊産婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑩-a 教育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業
⑩-b 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑪ 実費徴収に伴う補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑫ 多様な主体の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

(2) 地域子ども・子育て支援各事業の量の見込みと確保の方策

① 延長保育事業

(単位：人)

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施します。
対象年齢	1～5歳
確保方策の内容	時間外保育事業については、村営やまぶき保育園の延長保育により確保します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	11	10	10	10	10
確保の内容	19	19	19	19	19
需給の過不足	8	9	9	9	9

② 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
対象年齢	小学1年生から小学6年生まで（6～11歳まで）
確保方策の内容	しらくら会館で実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	12	15	14	16	15
1年生	3	4	2	4	2
2年生	2	3	4	2	4
3年生	3	2	3	4	2
4年生	1	3	2	3	4
5年生	2	1	2	1	2
6年生	1	2	1	2	1
確保の内容	20	20	20	20	20
需給の過不足	8	5	6	4	5

③-a 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人)

事業概要	子育て短期支援事業については、計画期間おける量の見込みがいずれも0であることから、事業の実施予定はありません。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

③-b 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（単位：人）

事業概要	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、計画期間おける量の見込みがいずれも0であることから、事業の実施予定はありません。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

③-c 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（単位：人）

事業概要	子育て短期支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、計画期間おける量の見込みがいずれも0であることから、事業の実施予定はありません。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。
対象年齢	0～5歳
確保方策の内容	地域子育て支援拠点事業については、同事業として実施している「のびっこ広場」の充実により確保します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(単位:人回)	3	3	3	3	3
確保の内容(単位:か所)	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業	3	3	3	3	3
その他	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

(単位：人日)

事業概要	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。
対象年齢	生後 10 か月～ 5 歳
確保方策の内容	村営やまぶき保育園の一時預かり事業において確保します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	3	3	3	3	3
需給の過不足	1	1	1	1	1

⑥ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（単位：人日）

事業概要	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、村内での事業の確保は難しいため、近隣市町村や関連事業者等との調整を図りながら、必要に応じて行います。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
体調不良児対応型	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応）	0	0	0	0	0
需給の過不足	0	0	0	0	0

⑦ 利用者支援事業（母子保健型） （単位：か所）

事業概要	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などの支援を実施します。
対象年齢	0歳から18歳
確保方策の内容	新設する「川上村子育て世代包括支援センター」内にて利用者支援事業（母子保健型）を実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	0	1	1	1	1
確保の内容	0	1	1	1	1
需給の過不足	0	0	0	0	0

⑧ 妊産婦健診 （単位：人回）

事業概要	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
対象年齢	—
確保方策の内容	妊婦健診については、現状の体制により住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	5	6	6	6	6

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
対象年齢	0歳
確保方策の内容	乳児家庭全戸訪問事業については、現状の体制により住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(単位:人)	5	6	6	6	6
事業実施予定	有	有	有	有	有

⑩-a 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援訪問事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(単位:人)	0	0	0	0	0
事業実施予定	無	無	無	無	無

⑩-b 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、国の事業指針に基づいて事業内容を検討し、必要が生じた際には実施できるように調整を図ります。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
事業実施予定	無	無	無	無	無

⑪ 実費徴収に伴う補足給付事業

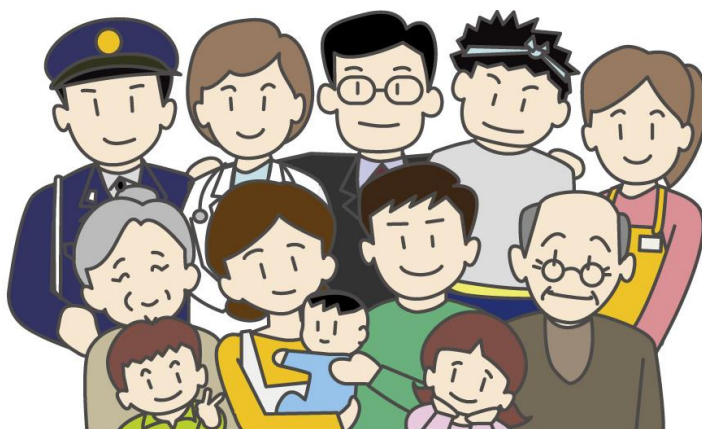
事業概要	実費徴収に係る補足給付を行う事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるように調整を図ります。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
事業実施予定	無	無	無	無	無

⑫ 多様な主体の参入促進・能力活用事業

事業概要	多様な主体の参入を促進する事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。
対象年齢	—
確保方策の内容	—

	R2	R3	R4	R5	R6
事業実施予定					
新規参入施設等への巡回支援	無	無	無	無	無
認定こども園特別支援教育・保育経費	無	無	無	無	無



4. 保育園並びに義務教育学校と教育・保育の一体的提供及び連携推進

(1) 川上村子ども・子育ての歴史

本村には、江戸時代前期の寛永18年（1641）にはやくも碓村（いかりむら）で伊藤加關、森洞齋を師匠に読書・算術を教える寺子屋が開設され、ついで明暦2年（1656）には武木村（たきぎむら）に、正保2年（1645）には井戸村に、寛文6年（1666）には下多古村に同じく読書・算術を教える寺子屋がつくられていました。

また、この精神が川上村が世に誇る偉人土倉庄三郎翁に引き継がれ、明治時代の日本の教育黎明期に世に先駆けて小学校開校、さらに私立中学校建立へと繋がりました。

このように、奥深い山間のへき地であった本村に住む人びとが、教育に深い情熱をかたむけたという歴史があります。

(2) 保育園並びに義務教育学校

本村には、前項のように子どもの教育への長く深い歴史があります。それを背景にし、「川上村保育園並びに義務教育学校」を整備し、15歳までの異年齢の子どもたちが施設一体型の環境（場所）に集まる予定です。

この環境の中では、おのずと様々な交流と連携が生まれ、子どもや保護者そして地域間の活性化や切磋琢磨が期待できるとともに、情操面においても異年齢の交流を通じた有益な教育・保育を行うことができると考えています。

また、保育園並びに義務教育学校の中で、全ての保育士、教職員や行政が一体となって子どもの15年間の成長を見守り、支援し、育成するとともに、保育から高校受験までの全ての段階で生ずる子ども・子育てに関する多様な課題に対して、切れ目なく対応します。このことにより、今まで以上に子どもや子育て世帯に対する理解と愛情が深まるとともに、子どもの個性の伸長に対する効果を期待します。

「都市にはない暮らし」の中で、村民、地域の知恵や力を得ながら、積極的な交流を通して本村独自の教育・保育環境をつくります。

(3) 教育・保育の一体的提供及び連携推進

本村における子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、家庭・保育園・小中学校・村民と行政が連携しながら、その量の確保と質の向上を進めます。

また、保育園並びに義務教育学校を事業活動拠点の1つとし、子どもたちがひとつ屋根の下で育ち、遊び、学ぶ環境を整え、村独自の特色ある教育・保育の15年間で切れ目なく見守り、育みます。

0歳からの育ちを大切にし、5歳児の就学前までの子どもについての情報が小中学校や関係機関に適切に引き継がれ、共有されるよう連携の強化を図るとともに、村、事業を担う事業者や保護者間での多様な課題や情報の共有化を図りながら、本村の子ども・子育て支援事業を適切かつ有効に実施できるよう、教育・保育の一体的提供と連携を推進します。

5. 地域子育て支援拠点事業をはじめとする総合的な交流の場づくりの推進

本村では、令和2年度に「子育て世代包括支援センター」の設置を計画しています。「子育て世代包括支援センター」とは、地域の特性に応じた妊娠期からの切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする施設で、センターの特に重要な役割のひとつに安心して妊娠・出産・子育てができる「地域づくり」が挙げられます。

現在、村立やまぶき保育園を「地域子育て支援拠点施設」と位置づけ、第4章1.(2)及び(3)の「地域子育て支援拠点事業」の実施施設として、乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場の開設、育児に関する相談および情報提供を行っています。

しかし、記述のアンケートやヒアリング結果などから「子育て世代が親子で自由に集まることができ、自主的な活動や子育てに関する相談および情報交換ができる交流の場を設けてほしい。」といった声が高まっています。

そうした声に対して、子育て世代がつどい、多様な活動や交流ができる「地域づくり」に向けて「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健分野と学童保育や公共塾などの子育て支援分野の連携や協働を推進し、総合的な子育て支援の拠点づくりを進めます。

そして、すべての子育て世代が「川上村に誇りを持ち、川上村で暮らし続けたい、子どもを生き育てたい」と思えるような環境づくりをめざします。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念に掲げた「都市にはない豊かな暮らしの中で みんなで育む子どものみらい」の実現に向け、やまぶき保育園、川上小学校、川上中学校及び関係団体、関連部署等が一体となり、村をあげて計画の推進を図ります。

また、本計画の内容は、福祉分野を中心としつつ、その範囲は教育・産業等、多岐に渡ることから、計画の着実な推進に向け、住民福祉課が中心となって庁内関係各課との調整を図ります。加えて、本計画を実施するにあたっては、村民の理解と参加が不可欠であることから、計画の趣旨や実施状況を広報等により周知するとともに、村民との意見交換の場を積極的に持ち、村民の参加と協力による計画の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取組（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「川上村子ども・子育て会議」において、各施策の進捗状況等を把握し、点検・評価を行うとともに、住民福祉課を中心とした全庁的な協議を進めます。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。



第7章 資料編

1. 計画策定の経緯

(1) 川上村子ども・子育て会議の開催

会議	実施時期	実施内容
第1回	令和元年 7月17日	○第2期子ども・子育て支援事業計画の趣旨説明 ○第1期子ども・子育て支援事業計画（過去5年間）の進捗状況の点検・評価 ○子ども・子育てアンケート調査の検討
第2回	令和元年 12月17日	○子ども・子育てアンケート調査結果の報告 ○保護者・教職員等ヒアリング調査結果の報告 ○第2期子ども・子育て支援事業計画の方針（案）の協議・確認
第3回	令和2年 2月28日	○第2期子ども・子育て支援事業計画（案）の確認、了承について

(2) 子ども・子育てアンケート調査の実施

- ・実施時期：令和元年9月10日～9月24日
- ・調査対象：村内の「就学前児童」「小学生」「中学生」を持つ全世帯
- ・実施内容：川上村 子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート調査

(3) 保護者・教職員等ヒアリング調査の実施

- ・実施時期：令和元年11月27日～12月5日
- ・実施対象：保護者4名及び教職員3名
- ・実施内容：（保護者）
 - ・子ども・子育てアンケート結果を確認した上での意見交換
 - ・保育園・小中学校の運営に期待するもの
 - ・子ども・子育て支援事業（制度）や体制に対する意見
 - ・子ども・子育てに必要な環境、教育環境
 - ・「小1の壁」「中1の壁」に対する考えや不安への対応・支援について
 - ・親、PTA、保護者として行いたい、充実したい、参加したいこと
 - ・保育園・義務教育学校への期待、要望など
 （教職員）
 - ・子ども・子育てアンケート結果を確認した上での意見交換
 - ・保育園、小中学校の運営における課題
 - ・育みたい子どもの姿の『イメージ』や『キーワード』
 - ・保育園・義務教育学校への期待、要望など
 - ・園児・児童・生徒の特徴（様子や他の子どもとの関わり方）
 - ・「小1の壁」「中1の壁」「高校進学等」に対する意見
 - ・行いたい、充実したい、機関・団体との連携の充実

2. 川上村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川上村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本村の子ども・子育て支援に関する重要事項について審査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて村長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

村議会の議員

子どもの保護者

子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者

学識経験のある者

その他、村長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときは、村長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年川上村条例第3号）の規定を適用する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 川上村子ども・子育て会議委員名簿

□ 川上村子ども・子育て会議 委員名簿

	所属・役職等	氏名
1	ちびっこ増やし隊 代表	上村 克己 (会長)
2	川上村 副村長	阪口 和久 (副会長)
3	川上村議会 総務文教委員会 委員長	泉谷 隆夫
4	川上村立川上小学校 P T A会長	梶本 修造
5	川上村立川上中学校 P T A会長	松本 勝典
6	やまぶき保育園 保護者会 会長	北芝 美佳
7	川上村立川上小学校 校長	福本 彰
8	川上村立川上中学校 校長	前 浩輔
9	やまぶき保育園 園長	森口 富美子
10	川上村民生児童委員協議会 主任児童委員	辰巳 恭子
11	川上村民生児童委員協議会 主任児童委員	玉井 博子

(順不同)

□ 事務局

	所属・役職等	氏名
1	川上村住民福祉課 課長	丸井 祐樹
2	川上村住民福祉課 副課長	伊藤 康裕
3	川上村住民福祉課 主事補	村田 達哉

4. 用語集

学童保育

主に日中、保護者が家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを指します。

家庭教育

親が家庭内で、言葉、生活習慣やコミュニケーションなど、生きていく上で必要なライフスキルを身につける援助をすることを指します。

義務教育学校

学校教育法の改正により、平成28年に新設された学校教育制度であり、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行うことを指します。

広域保育

自分の住んでいる自治体とは別の自治体の保育園に子どもを預けられる制度を指します。

合理的配慮

合理的配慮の定義は、わが国が平成26年1月に批准した国連の障害者権利条約第2条では「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされており、平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」とともに、この「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

子育て安心プラン

内閣府が発表する子育て安心プランでは、以下の2つのことを目的としています。

・待機児童を解消

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。（遅くとも令和2年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

・待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備。

子育て世代包括支援センター

保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の地域型保育事業への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援等について定めています。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から実施されました。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

次世代育成支援対策推進法

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないことを基本理念としています。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画（本計画）を指します。

児童手当

児童を育てる保護者に対して、主に行政から支給される手当を指します。

就学前児童

義務教育年齢に達していない子どもを指します。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度では、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所のほか、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つを地域型保育事業（市町村による認可事業）として児

童福祉法に位置づけ、地域型保育給付の対象としました。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細かな保育を実施（定員：1人～5人以下）

○小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施（定員：6人～19人）

○事業所内保育事業

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施

○居宅訪問型保育事業

住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて実施するよう定められています。また、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の方策を示すこととなっています。

認定区分

子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。

○1号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

○2号認定こども

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○3号認定こども

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

要保護児童

児童福祉法に基づいた保護的支援を要する児童を指します。

労働力率

生産年齢人口に対する労働力人口の比率を指します。進学率の上昇により若年者の労働力率は低下傾向に、主婦を中心とする中年女性の労働力率は上昇傾向にあります。

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指します。

PDCAサイクル

生産技術における品質管理などの継続的改善手法のことです。計画の策定（Plan）、計画に基づく取組（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善します。

第2期川上村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

川上村住民福祉課

〒639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫 1335 番地の7
TEL : 0746-52-0111 FAX : 0746-52-0345